

# 自己点検・評価報告書

(大学基準協会認証評価申請用)

2016

文星芸術大学

## 目 次

序章

本章

第1章	理念・目的	1
第2章	教育研究組織	5
第3章	教員・研究組織	9
第4章	教育内容・方法・成果	
	（1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	15
	（2）教育課程・教育内容	19
	（3）教育方法	22
	（4）成 果	27
第5章	学生の受け入れ	29
第6章	学生支援	35
第7章	教育研究等環境	39
第8章	社会連携・社会貢献	46
第9章	管理運営・財務	
	（1）管理運営	49
	（2）財 務	53
第10章	内部質保障	59

終章

## 序 章

本学は、平成11年に美術学部美術学科、1学部1学科として開学し、平成15年には大学院修士課程、平成17年には博士課程をそれぞれ開設した。以来、本学は北関東における唯一の芸術大学として今日に至り、建学の精神である「三敬の精神」すなわち、「一、自己を敬え、一、他人を敬え、一、仕事を敬え」を教育の根本精神として、教育研究の充実、社会から求められる人材の育成、地域貢献等に積極的に取り組み、平成31年には大学創設20周年を迎える。

本学の良さは、北関東で唯一、本格的な芸術大学として少人数ながら、きめ細かで思いやりのある教育・学生支援等を展開していること、日本最先端のデジタルマンガの教育・研究をしていること、地域との連携事業に積極的に取り組んでいることなどである。教職員は、この本学の良さを再認識し、「芸術文化の振興はその国の発展に欠かすことのできないことである」という意識のもと、自信とポリシーをもって地域社会と連携しながら、「希望もてる日本」を築き上げる努力をしている。

自己点検・評価については、教授会や各種委員会等において、時宜にかなったテーマに応じて個別に論じられてきたが、一定の目標に沿って体系的に自己点検・評価する必要があるとの認識のもと「文星芸術大学自己点検及び評価実施規程」を定め、「自己点検・評価運営委員会」を設置の上、点検・評価に本格的に取り組み始め今年で12年になる。この間、平成22年度に大学基準協会から大学基準に適合をしているとの評価を受けたが、以後、このことに甘んずることなく指摘あるいは助言を受けた内容をはじめ、適正な大学運営のために必要な取り組みに努めている。

近年の著しい18歳人口の減少。東京の大規模大学への集中化現象、さらには教育格差等、社会情勢の急激な変化の中で、私学に対するニーズの複雑・多様化等、我々を取り巻く環境は益々厳しくなっている。本学としても、現在、入学者の定員割れが恒常的であり、かつ、財務基盤の立て直しが喫緊の課題となっていることなどから、今後の適正な大学運営が懸念されるという認識のもと、教授会において、平成29年度に財団法人大学基準協会の認証評価を受けることとした。「自己点検・評価報告書」は、現況を真摯に受け止め、学生に希望を与え、大学としての使命を全うするべく全学で取り組んできた率直な報告書である。

今後とも、厳しい状況にあつて、本学の教育理念・目標の実現を目指すとともに、入学者の増加および財政基盤の立て直しを図り、地域に存在感のある特色ある「知(地)の拠点」の大学、地域社会から信頼される存在となるために、教学組織と事務組織の連携のもと全学を挙げて自己点検・評価に取り組んでいく所存である。

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学・学部・研究科の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### < 1 > 大学全体

文星芸術大学学則<sup>(1-1)</sup>第1条に本学の教育理念、第1条第2項に教育目的、第1条第3項に教育目標が述べられている。本学の教育理念は、「創造的、自律的に行動する人間性豊かな人材を育成し、社会の文化向上に寄与すること」である。教育目的は学則第1条第2項に、「豊かな教養と人間形成に支えられた専門家育成、伝統と最先端の双方に根差した優れた美意識を持った人材の育成及び日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成すること」と記されている。

本学の経営母体である学校法人宇都宮学園の創立者上野安紹は、教育の根本精神として、「敬の精神」を定めた。これを敷衍したものが建学の精神の「三敬精神」であり、学則第1条には教育基本法及び学校基本法と並び、「学是『三敬精神』を基盤として」教育研究を行うよう明記されている。

##### < 2 > 美術学部

本学は、1学部1学科のため、理念・目的を大学全体と美術学部を意識的に分けて記述していないが、学則第1条で述べられる内容は教育理念、教育目的、教育目標と進むにつれて、より具体的で、美術教育を念頭に置いたものへ焦点が当てられていく。すなわち、第1条第3項の教育目標では「現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに再編していく『総合』されたパワーを発揮できる人材を育成すること」と、育成すべき人物像が示されている。

##### < 3 > 芸術研究科

文星芸術大学大学院学則<sup>(1-2)</sup>第2条に本研究科の教育理念、第2条第2項に教育目的、第2条第3項に教育目標が述べられている。本研究科の教育理念は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、教育研究を通じて人格を陶冶するとともに、学部の教育体系を基礎に、より高度な専門知識・能力及び研究を修めた人材を養成し、文化の進展に寄与すること」である。また、教育目的は、「優れた芸術作品制作者、有能な研究職従事者の養成、伝統と最先端の双方に根差した高度な優れた美意識を持った人材の養成及び広く文化に貢献できる人材養成並びに文化を大切にする姿勢が他(国)を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の養成」である。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

< 1 > 大学全体

本学の建学の精神は、学生便覧<sup>(1-3)</sup>に記載されており、大学構成員に周知されている。また、教育理念・目的は、本学の大学案内<sup>(1-4)</sup>やホームページ<sup>(1-5、1-6)</sup>に記載されており、社会に公表されている。

また、建学の精神は本学教育の柱として、入学式、卒業式等の全学的行事において理事長、学長が式辞の中で必ず「建学の精神」を説き、それを大学・学部・大学院の教育理念等に敷衍し、その周知と理解の徹底に努めている。入学時に行なうオリエンテーション<sup>(1-7)</sup>においても、「建学の精神」を説くとともに本学独自の理念や教育目標ならびに教育方法を説明し、学生の意識高揚に努めている。さらに専攻ごとのオリエンテーション（全学年毎年度4月実施）において、より具体的な段階的教育内容を説明している。新任教職員に対しては、平成21年度より入学時のオリエンテーションに参加させ理念、目的等の周知を図っている。

「三敬精神」についてはパネルを作成し、学生、教職員、来客などがよく利用する通路沿い数カ所に掲示してある。

< 2 > 美術学部

美術学部の教育理念・目的は学生便覧、ホームページに記載されている。また、オリエンテーションにおいて説明するなど周知に努めている。

< 3 > 芸術研究科

大学院学則第2条にある「学部の教育体系を基礎に、より高度な」との文言と同様な表現が大学案内やホームページにも記載されており、大学院の高度な専門性が強調されている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

< 1 > 大学全体

教授会を始め様々な会議で、適宜、教育理念・目的について議論はされている。例えば、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは教育理念・目的と密接な関係があるため、これら三つの方針<sup>(1-8)</sup>の策定の際は教育理念・目的を含めて検討されている。しかし、定期的な検証は行っていない。

< 2 > 美術学部

定期的な検証は行っていない。

< 3 > 芸術研究科

定期的な検証は行っていない。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

本学の教育理念・目的は、学則第1条において述べられているとおり、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神という本学独自のアイデンティティを基盤に設定されており、その内容は、専門の学芸の研究教授のみならず人間形成の重要性も強調している。また、豊かな教養と深い専門性、芸術の伝統と最先端、日本と他国の文化、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方、など幅広く目配りしてあり、バランスの取れたものといえる。

開学以来17年が経過し、本学を取り巻く諸々の外部環境は大きく変化したが、理念・目的の内容に関しては、概ね適切と評価できる。

### ◆効果が上がっている事項

本学の教育理念・目的等は、学生便覧、大学案内、ホームページに記載され周知されており、式典、オリエンテーション、新入教職員の研修等でも説明されているので適切と考えられる。

### ◆改善すべき事項

ここ数年、博士後期課程への進学者がいないという現状に鑑みて、芸術研究科のあり方について、見直しが必要であり、そこには教育理念・目的の再検討も含まれる。

教育理念・目的の適切性について定期的に検証がなされていない。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

教育の理念・目的は、現時点では概ね適切と考えられるが、よりわかりやすい表現が可能かどうか、教育理念・目的・目標の整合性は十分か、三つの方針との関連性は適切かなどについて、教授会、教務委員会等で絶えず議論していく。

さらに、アート・デザイン・マンガという専攻レベルでの目的・目標が大学案内などには明示されていないが、それを示すと学生や受験生には本学で何を学ぶのか、よりはっきり分かるので、専攻レベルでの目的・目標をはっきり示す。

### ◆改善すべき事項

大学を取り巻く社会環境の変化やカリキュラムの変更などにより、教育理念・目的が現状からの乖離があるので、定期的に検証する。

研究科において、理念に添った改善をする。

定期的な検証が行われていないので、毎年度、美術学部では学部長、研究科では研究科長が中心となり教授会、研究科委員会で検証する。

## 4. 根拠資料

- 1-1 文星芸術大学学則 (p 1)
- 1-2 文星芸術大学大学院学則 (p 1)
- 1-3 文星芸術大学 学生便覧 (p 3)
- 1-4 文星芸術大学 大学案内 (p 2)
- 1-5 文星芸術大学ホームページ 教育理念

- 1-6 <http://www.bunsei.ac.jp/sys/guide/philosophy/>  
文星芸術大学大学院ホームページ 教育理念
- 1-7 <http://www.bunsei.ac.jp/sys/topics/graduate/philosophy/>  
平成27年度オリエンテーション（当初行事予定）
- 1-8 本学の三つの方針

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附属研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

##### < 1 > 大学全体

本学は、美術学部美術学科、1学部1学科よりなる美術系の大学である。さらに学部の教育研究を基礎として、博士前期課程・博士後期課程からなる大学院芸術研究科を有する。附属施設としては文星芸術大学・宇都宮文星短期大学附属図書館<sup>(2-1)</sup>、文星・芸術文化地域連携センター<sup>(2-2)</sup>がある。また、法人の附属施設として上野記念館（博物館相当館）<sup>(2-3)</sup>がある。

文星芸術大学学則<sup>(2-4)</sup>第1条第3項に、「本学は、1学部1学科として、専攻それぞれが孤立した専門分野として存在するのではなく、各専攻間を横断するカリキュラムの設定や人的交流を通して、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに再編していく『総合』されたパワーを発揮できる人材を育成することを教育目標とする」とある。本学が平成11年4月、宇都宮文星短期大学美術学科を改組転換し、文星芸術大学として開学した際に1学部1学科を選択したのは、小規模な大学において既存の美術大学と同様の学科の区分を設けることは、既存大学のミニ大学になり、それぞれの分野が閉鎖的状态に陥る可能性があることと、専門分野の細分化、個別化の行き過ぎに疑問を持ち、分野間の壁を取り払い、総合的に物事を捉えることが現代社会において必要と考え、美術の諸分野の総合に基づいて新しい造形活動を展開することが本学の目指すべき方向であるとの結論に至ったからである。本学の教育研究組織、教育課程はこのような方針の下に組み立てられている。

文星・芸術文化地域連携センターは、平成20年9月に開設され、「地域貢献と本学の学外向け発信」をコンセプトとし、企業および行政との産学官連携による芸術文化振興、地域振興の事業を展開しているほか学内外との連絡調整の窓口を担っている。本センター設立は、これからの社会ではあらゆる面で芸術の活用が前提となり、本学は北関東における唯一の芸術大学として、様々な研究教育活動も国際的視野を持って、伝統文化の理解とともに地域社会に根ざすものでなければならないと考えたことによる。本学が目指す芸術活動は、地場産業の発展に貢献するにとどまらず、地方自治体が真剣に取り組んでいる「町づくり」「地域づくり」と結びつき、市民生活を刺激して「より豊かな生活」を支えるべきものと位置づけている。特に、世界遺産である日光を生かした教育的取組みを重視している。地方大学としての芸術文化の活動は、豊かな芸術力の涵養とともに常に地域社会や地場産業との連携協力を視野に置いてなされなければならない。学生が大学内で学ぶだけでなく、専攻する分野に直接関係する産業の現場を学ぶことは、芸術の捉え方や人間形成の面で大きな効果を生むと考える。

上野記念館は学芸員の資格取得科目等の実習にも生かされている。



### ＜2＞美術学部

開学当初は、美術学部美術学科の中に8コース（日本画、油画、彫刻、ビジュアルデザイン、デジタルグラフィックス、染織、陶芸、美学・美術史）を有した。平成15年度よりコースを専攻に変更した。その後専攻名の変更、マンガ専攻（平成17年度）、アニメーション専攻（平成20年度）の新設、専攻の統廃合があり、平成24年度から日本画、油画、アートスタディ、デザイン、CG・アニメーション、工芸デザイン、マンガの7専攻体制となったが、入学者数の減少により平成26年度より入学定員を135名から95名に削減したことに伴い、平成27年度より日本画、油画、アートスタディをアート、デザイン、CG・アニメーション、工芸デザインをデザイン、マンガはそのままマンガとして、3専攻に再編した。

表2-1 【大学教育研究組織】

学部等名	学科等名	専攻等名	研究領域
美術学部	美術学科	アート専攻	
		デザイン専攻	
		マンガ専攻	

※平成27年度入学者より

学部等名	学科等名	専攻等名	研究領域
美術学部	美術学科	日本画専攻	
		油画専攻	
		デザイン専攻	
		CG・アニメーション専攻	
		マンガ専攻	
		工芸デザイン専攻	
		アートスタディ専攻	

※平成26年度入学者まで

### ＜3＞芸術研究科

平成15年3月に美術学部から最初の卒業生が出たことに伴い、より専門的かつ高度な美術・工芸研究を追求し、レベルの高い芸術観・制作能力を持った作家、芸術研究者 養成のために美術専攻を単一専攻とする大学院芸術研究科修士課程を開設した。さらに平成17年4月、これからの芸術文化の新しい担い手の養成機能を一層充実させるため、修士課程を博士前期課程とし、新たに博士後期課程を開設し、現在に至っている。

表2-2 【大学院教育研究組織】

学部等名	学科等名	専攻等名		研究領域
大学院	芸術研究科	博士前期課程	美術専攻	造形芸術領域
				機能芸術領域
				芸術理論領域
		博士後期課程		造形創作研究領域
		芸術理論研究領域		

## (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育組織の適切性については、教授会を初め、様々な委員会で随時議論しているが、定期的な検証としては、文星芸術大学改善計画検討委員会での協議が挙げられる。本委員会は、学校法人宇都宮学園全体が経営改善のために策定する5カ年計画の大学および大学院の部分を担当し、毎年度の到達状況を評価し、改善策を作成する役割を担う組織であり、学長、学部長を初め、9名の教員、および事務局が参加し、大学運営の様々な面について議論を行っている。本委員会は学長のリーダーシップの下、毎年5月以降複数回開催され、7月頃に計画がまとめられる。本学において実質的にPDCAサイクルを最も行っている組織と言える。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

小規模な美術大学として、教育研究組織は概ね適切と言える。1学部1学科の体制において、入学者の変動など外部環境の変化に対しては、専攻の組み替えで対応してきた。社会のニーズに合わせた対処法として評価できる。

文星芸術大学改善計画検討委員会で定期的に検証が行われている。

### ◆効果が上がっている事項

平成20年に立ち上げた文星・芸術文化地域連携センターは、これまでに250件以上の事業を実施しており、地域社会でも評価され、社会貢献関連の補助金も獲得している。

### ◆改善すべき事項

文星芸術大学改善計画検討委員会で定期的に検証が行われており、本委員会には教員の約半数が参加しているが、改善計画で決定した内容が教授会で報告がないため、全教員に理解されているとは言えない点が問題である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

地域連携事業は効果を上げているので、継続していく。今後県内の他大学との連携を図っていく。また、学生にとっても社会に目を向ける良い機会になっており、「キャリアデザイン」の授業科目において、新入生から地域連携活動に対する意識づけを行っていく。

◆改善すべき事項

改善計画検討委員会での議論を教授会において周知し、改善の方向性を教員全体で共有する。

4. 根拠資料

- 2-1 文星芸術大学・宇都宮文星短期大学附属図書館管理規程
- 2-2 文星・芸術文化地域連携センター設置要綱
- 2-3 学校法人宇都宮学園附属上野記念館管理規程
- 2-4 文星芸術大学学則（既出1-1）（p1）

## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

##### < 1 > 大学全体

大学として求める教員像は、建学の精神を理解し、本学の理念・目的を実現するための高い能力と意欲をもって研究・教育に当たる者である。「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準」<sup>(3-1)</sup>第1条には、「文星芸術大学教員の採用及び昇任の選考は、学歴、教歴、その他の職歴、研究業績、研究員歴、又は、作品、技能及び人格識見、健康」を基準とすることが述べられており、第2条から第6条までに、それぞれ教授、准教授、講師、助教、非常勤講師等についての要件が示されている。

現在、専任教員の一部は他大学の非常勤講師等で出講を認めているが、就業規則<sup>(3-2)</sup>第7条（兼職の禁止）に基づいて専任教員は専ら本学の教育研究に専念することを基本にしている。また、就業規則第11条（勤務時間の特例）に基づき、専任教員に対して、原則として会議等を含めて出勤が週4日であることの周知を図った。

文星芸術大学学則<sup>(3-3)</sup>第3章教職員組織において、第6条第4項に、「本学に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。」としている。第6条第3項（1）では、「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。教員組織の編制方針については明文化されていない。

教員を構成員とする教授会規程<sup>(3-4)</sup>と研究科委員会規程<sup>(3-5)</sup>を制定し学部・研究科内の連携・調整を促進する体制を整えている。

学則第8条では部局長会議<sup>(3-6)</sup>について定めている。部局長会議の構成員は、学長、副学長、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、事務局長である。なお、部局長会議は学長の諮問に応じて、第9条に示されている事項、すなわち、（1）学則その他重要な規則の制定改廃に関する事、（2）学部・学科の設置廃止に関する理事会の諮問事項、（3）入学試験に関する事、（4）教育研究に関する重要な施設の設置・改廃に関する事、（5）部局間相互の連絡・調整に関する事、（6）大学運営に関する重要事項、（7）その他理事会の諮問事項について協議する。したがって、大学運営の方針は部局長会議で議論される。また、部局長会議のメンバーは、それぞれの任務に応じて大学の教育研究に係る主要な責任を負っている。

##### < 2 > 美術学部

本学の理念・目的を十分に理解したうえで、優れた教育活動を行い、専門分野における知識・技能の成果を本学の教育に反映させるとともに、社会的責任を果たす使命感が求められる。

専任教員数は、平成27年5月1日現在教授12名、准教授7名、専任講師2名、助教1名の計22名で、大学設置基準上必要な専任教員数19名、教授数10名を満たしている。また、実技系の授業で教員の補助をする教務助手も8名配置している。

専任教員の年齢は、71歳以上が2名（9.1%）、61歳～70歳が4名（18.2%）、

51歳～60歳が8名（36.4%）、41歳～50歳が8名（31.8%）となっている。また、女性教員の割合は27.3%（22名中6名）である。

表3-1 【専任教員数・年齢構成比】

学部	職位	71歳以上	61歳～70歳	51歳～60歳	41歳～50歳	31歳～40歳	30歳以下	計	備考
美術学部	教授	2	4	5	1	0	0	12	
		9.1%	18.2%	22.7%	4.5%			54.5%	
	准教授	0	0	3	3	1	0	7	
				13.6%	13.6%	4.5%		31.8%	
	講師	0	0	0	2	0	0	2	
					9.1%			9.1%	
助教	0	0	0	1	0	0	1		
				4.5%			4.5%		
大学合計		2	4	8	7	1	0	22	
		9.1%	18.2%	36.4%	31.8%	4.5%	0.0%	100.0%	

専任教員一人あたりの学生数：11.8人

表3-2 【専任教員男女別数】

学科	職位	男	女	計	備考
美術学部	教授	9	3	12	
		40.9%	13.6%	54.5%	
	准教授	6	1	7	
		27.3%	4.5%	31.8%	
美術学科	講師	1	1	2	
		4.55%	4.55%	9.1%	
	助教	0	1	1	
		—	4.5%	4.5%	
大学合計		16	6	22	
		72.7%	27.3%	100.0%	

学部運営に必要な事項の検討および協議については、教授会の下に各種の委員会<sup>(3-7)</sup>が置かれている。専任教員は一人当たり3つ程度の委員会に所属し、委員会での議論を教授会に報告している。学長は将来計画委員会および人事委員会、学部長は入学試験・学生募集委員会、図書館長は図書委員会、教務部長は教務委員会、教職課程委員会、学生部長は学生委員会、就職委員会の委員長を担っている。

### <3>芸術研究科

大学院には研究科長が置かれ、現在副学長が兼務している。研究科委員会は教授会との兼務で、教授が研究指導教員となり、准教授以下が研究指導補助教員となっている。

## (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### <1>大学全体

学科の下にある専攻は、主に入学する学生の動向を考慮して設定している。平成26年度の入学定員削減を受けて、平成27年度よりアート、デザイン、マンガの3専攻に再編した。平成26年度以前に入学した2年生以上は7専攻に別れているが、専攻ごとの専任教員数は表3-1のとおりである。

表3-3 【各専攻の専任教員数】

専攻名	教授	准教授	講師	助教	合計
日本画	1		1		2
油画	2				2
デザイン	2	1			3
CG・アニメーション	1	1			2
マンガ	1	3			4
工芸デザイン	1		1	1	3
アートスタディ	2	1			3

授業科目と担当教員の適合性の判断は、教務委員会<sup>(3-8)</sup>で行っている。教務委員会には各専攻を代表する教員1名が参加しており、翌年度のカリキュラム編成に際し、授業科目（新設科目、既設科目）の内容と担当教員の適合性を事前審査し、各専攻で検討した結果を教務委員会で改めて審議する。その後、教授会で承認を得ている。新たな非常勤講師などを依頼する場合は履歴書を教務委員会に提出している。

### <2>美術学部

専門分野で活躍する人材を広範に求めたうえで、教育研究業績、社会活動状況等を教授会で審議し、教員組織を編制している。

### <3>芸術研究科

研究科担当教員は、美術学部専任教員との兼務で、教授が研究指導教員となり、准教

授、専任講師が研究指導補助教員となっている。また、研究科は高い専門性が要求されるので、大学院生の希望分野を指導する専任教員が不足する場合には適宜特任教授を採用して対応している。

### (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### < 1 > 大学全体

本学は、芸術を広く教授するものであり、それぞれの分野で活躍し、多くの実績を持つ教員を採用することに心掛けている。

教員の募集は公募により行われているが、その明文化された規程はない。

教員の選考については、「教員選考規程」<sup>(3-9)</sup>、「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準」、「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細目」<sup>(3-10)</sup>において、具体的かつ詳細に定め、人事の透明性、公平性に配慮している。

教員選考規程では、教員の採用及び昇任の選考は、教員人事委員会で審査され(第2条)、教授会の審議に基づいて学長が行い(第1条)、理事長が任命する(第1条第2項)。なお、「人事委員会は、教員の研究業績、識見等を審査するため」(第7条)、専門部会として、「教員資格審査委員会」(第8条)を設けることができ、選考の手続の明確化を図ることとしている。

教員選考規程では、第10条第5項に、「教員の昇任に関する審査は、すくなくとも年1回以上とする」と定められているが、人事委員会は年3回の開催を原則としている。

5月頃退職予定教員や次年度の編制方針を確認し、10月頃昇任候補者を挙げ、新規採用がある場合は公募の手続きに入り、2月頃決定する流れとなっている。平成27年度は8月、10月、2月、3月の4回実施した。

#### < 2 > 美術学部

教員の選考については、「教員選考規程」、「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準」、「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細目」において、具体的かつ詳細に定め、人事の透明性、公平性に配慮している。

#### < 3 > 芸術研究科

大学院の教員選考については、研究科委員会で美術学部教授会と同様の手続きで行っている。

### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### < 1 > 大学全体

芸術大学にとって、実技系教員の研究活動の大半は作品発表(公募展、個展、グループ展、学会発表等)、社会活動である。異なる専門分野、また、作品と社会活動での評価は同一の基準でとらえられない場合が多く、難しい。特にデザイン系の活動においては個人的評価の水準がどの程度か判断が困難なものもある。したがって大学として評価方法やその基準を特に明確に定めていないが、毎年度個人調書の更新を求めており、経歴、研究業績、教育業績、社会活動について報告させており、教員の任免・昇格の選考基準

において、個人調書の内容を大きな判断材料としている。また、文星紀要に1年間の活動歴<sup>(3-11)</sup>について、主なもの10件まで記載することを義務付けている。教授会における個人活動の発表、紀要への論文・作品掲載も評価材料としてとらえている。

大学教員の教授内容の充実については、資質、能力向上が必須であり、個人の研究活動の充実が基本になる。この研究活動を大学の理念・目標・教育内容、方法に合わせて生かすことが出来ているかが、重要なポイントである。

個人の研究活動において、実技系教員は、制作発表(公募展、個展等)、講義系教員においては、学会、講演会、出版物等を通して研鑽している。その活動については、教授会等の場において公表し、お互いの教員の活動が分かるような形となっている。

#### <2>美術学部

教員の教育力向上のため、研修会を実施している。

#### <3>芸術研究科

研究科委員会と美術学部教授会の研修会を実施している。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

能力・資質については「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準」、「教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細目」に要件が明記されており、問題は無いと考える。また、教授会において作家活動などの報告や文星紀要への投稿を毎年求められること、毎年履歴書と教育研究業績の更新が求められ、昇任審査において重要な要素として用いられていること、年間の活動報告が義務付けられていること、授業評価アンケートを受けることが義務付けられていることも評価できる。

専任教員数は、収容定員により定められている大学設置基準における必要な教員数以上を確保している。また、実技系の授業で教員の補助をする教務助手も8名配置しており、評価できる。

教員の定年を70歳から65歳に引き下げたことにより、平成21年度には42.5%であった61歳以上の教員の割合が27.3%低下したことは評価できるが、40歳以下の教員がいないことは改善すべき事項として指摘できる。

女性教員の割合は27.3%で、平成21年度の15.0%から増加していることは評価できる。

### ◆効果が上がっている事項

定年引き下げにより、年齢構成が改善された。また、女性教員の割合も増加している。

### ◆改善すべき事項

制度的には整備されているが教育研究業績の更新を行わない教員がいること。

大学として求める教員像が明文化されていない。

教員の教育研究活動の評価方法や基準を定めていない。



### 3. 将来に向けた発展方策

#### ◆効果が上がっている事項

今後も新規の専任教員を採用する際には、年齢、性別を考慮しつつ、透明性、公平性を担保した教員選考を実施し、職位別人員構成を計画的に行う。

#### ◆改善すべき事項

教員の年度ごとの研究業績の報告を教授会において促すこと。

大学として求める教員像について、明文化し教員公募時にも明記する。

### 4. 根拠資料

- 3-1 教員の採用及び昇任に関する資格審査基準
- 3-2 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則
- 3-3 文星芸術大学学則（既出1-1）（p 2）
- 3-4 文星芸術大学教授会規程
- 3-5 文星芸術大学大学院研究科委員会規程
- 3-6 文星芸術大学部局長会議規程
- 3-7 各種委員会名簿
- 3-8 文星芸術大学教務委員会規程
- 3-9 文星芸術大学教員選考規程
- 3-10 教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細目
- 3-11 教員活動歴

## 第4章 教育内容・方法・成果

### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

##### <1> 大学全体

教育目的・教育目標は、文星芸術大学学則<sup>(4-(1)-1)</sup>第1条に、文星芸術大学大学院学則<sup>(4-(1)-2)</sup>第2条に明記されている。

教育課程において修得すべき学修効果、その為の卒業要件・修了要件を明確にし、これに基づき、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)<sup>(4-(1)-3)</sup>が設定されている。

##### <2> 美術学部

「豊かな教養と人間形成に支えられた専門家教育、伝統と最先端の双方に根ざした優れた美意識を持った人材の育成および日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成することを教育目的」とし、「1学部1学科として、専攻それぞれが孤立した専門分野として存在するのではなく、各専攻間を横断するカリキュラムの設定や人的交流を通して、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに編成していく「総合」されたパワーを発揮できる人材を育成することを教育目標」としている。それらを踏まえて、修得すべき学修成果や卒業要件は明確にされ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が設定されている。

美術学部の学位授与方針は、次の通り定めている。

1. 制作・理論において専門領域を超えて、総合的な判断力を身に付けている。
2. 制作・理論において個性を発揮し、創造的・自立的に行動できる能力を身に付けている。
3. 制作・理論において豊かな教養と幅広い知識を有し、造形の基礎力と専門的技術力・表現力および知識を身に付けている。
4. 国内外のコンクール、個展、学会等に積極的に出品している。
5. メディアリテラシーを有し、インターネットを活用できる能力を身に付けている。

##### <3> 芸術研究科

芸術研究科では、大学院学則第2条に教育目的、第3条に教育目標を定めている。その目標にある人材養成を達成するために、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が設定されている。

芸術研究科(博士前期課程)の学位授与方針は、次の通り定めている。

1. 質の高い芸術観、研究制作能力を身に付けている。
2. 個性的で普遍的に通じる作品や理論を生み出す能力を身に付けている。
3. 学部での専門教育を基礎とし、更に広い視野に立った美術の高度な研究能力を身に

付けている。

4. 広く芸術に関わる職業にふさわしい高度の技術、表現、知識を身に付けている。
5. 国内外のコンクールで積極的に作品や論文を発表し評価を得ている。

芸術研究科（博士後期課程）の学位授与方針は、次の通り定めている。

1. 研究領域分野で将来自立した研究活動を行うに必要な高度な研究能力を身に付けている。
2. 後進を指導育成する優れた教授能力を身に付けている。
3. 学際的領域を開拓するために必要な、豊かな学識と創造的思考力を身に付けている。
4. 造形表現・理論を広く見通せる力を有し、独創的な研究制作能力および理論を身に付けている。
5. 国内外のコンクール・個展・学会等で積極的に作品や論文を発表し高い評価を得ている。

## (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### < 1 > 大学全体

大学の教育理念、学部の教育目標並びに学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針（4-(1)-4）を設定している。

### < 2 > 美術学部

「1学部1学科として、専攻それぞれが孤立した専門分野として存在するのではなく、各専攻間を横断するカリキュラムの設定や人的交流を通して、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに編成していく「総合」されたパワーを発揮できる人材を育成することを教育目標」としている。

美術学部の教育課程編成の方針は、次の通り定めている。

1. 各専攻を横断するカリキュラム設定や科目の人的交流を通して共通課程の基礎造形の徹底した訓練と専門課程の充実と展開を行う。
2. 科目は芸術と人間社会における諸問題を総合的に捉える「教養科目」と専門の要となる「共通基礎科目」、専攻教育における知識と表現および理論の質の高い探求としての「専門教育科目」を配置する。
3. 美術の各分野を領域にまとめ、その中に専攻をバランスよく配置した編成による教育を実施する。
4. 積極的に作品を公表し、自らその作品や理論に対して客観性をもった作家や専門家としての自覚を促す教育を実施する。
5. 新しい表現手段と時代に適合した新しい視覚文化に対応できる教育を実施する。

### < 3 > 芸術研究科

芸術研究科の教育課程の編成・実施方針は、芸術研究科の教育目標並びに学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を設定している。

芸術研究科（博士前期課程）の教育課程編成の方針は、次の通り定めている。

1. 広い視野を獲得し、高度な専門性を高める領域編成。
2. 学部教育を土台に主軸となる専門分野への深化を図り、更に高度の専門性を有した応用・発展する教育研究を実施する。
3. 専門分野の知識、技術を高度に深化させ研究能力および表現能力を養成する科目を設置する。

芸術研究科（博士後期課程）の教育課程編成の方針は、次の通り定めている。

1. 博士前期課程において培われた専門知識と制作能力および研究方法をもとに一層の学際化と先導的研究が展開できる体制。
2. 新しい造形芸術の担い手（作家）の養成の場として、芸術表現の制作・理論について研究領域に新しい展開が生まれる教育の実施。
3. 美術に関する幅広い視野と見識を養い、芸術理論および歴史等の教育・研究も包括し、博士論文作成に関する基本的な知識と技術を学修する科目を設置する。

**(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。**

＜1＞大学全体

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、ホームページ、学生便覧<sup>(4-(1)-5)</sup>に掲載し、教職員、学生等に周知している。

＜2＞美術学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、ホームページ、学生便覧に掲載し、教職員、学生等に周知している。特に、新入生に対しては、入学式終了後から3日間の担当教員や教務課によるオリエンテーション<sup>(4-(1)-6)</sup>で、学則、履修登録、学事歴、授業、試験、成績等、学修上必要な事項のほか、大学の理念、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について説明を行い理解する機会を設けている。在学生に対しても同様に実施している。

＜3＞芸術研究科

芸術研究科においても、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、ホームページ、学生便覧に掲載し、教職員、学生等に周知している。新入生および在学生に対しては学部同様にオリエンテーションにおいて周知している。

**(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

＜1＞大学全体

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、次年度の教育課程の見直しと併せて、教務委員会で検証を行っている。

＜2＞美術学部

美術学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、教務委員会で検証を行っている。

### < 3 > 芸術研究科

芸術研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、学部同様、次年度の教育課程の見直しと併せて、教務委員会で検証を行うようにしている。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

学部、研究科の教育目標に基づき、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、ホームページ等により大学構成員に周知され、社会に対して公表している。

### ◆効果が上がっている事項

本学の理念は、学則、大学案内、ホームページで公開されており、学内外に対して周知している。

### ◆改善すべき事項

教務委員会で検証を行っているが、学部中心となっている。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、教務委員会、教授会等で見直しを行っている。

### ◆改善すべき事項

入学者の動向や学生による評価等を勘案しながら、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検討することが必要である。

## 4. 根拠資料

- 4－(1)－1 文星芸術大学学則（既出1－1）（p 1）
- 4－(1)－2 文星芸術大学大学院学則（既出1－2）（p 1）
- 4－(1)－3 学位授与方針
- 4－(1)－4 教育課程編成の方針
- 4－(1)－5 文星芸術大学 学生便覧（既出1－3）（p 4）
- 4－(1)－6 文星芸術大学 当初行事予定（オリエンテーション）（既出1－7）

## 第4章 教育内容・方法・成果

### (2) 教育課程・教育内容

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

###### <1> 大学全体

教育課程の編成・実施方針を定め、学部、研究科の教育に必要な授業科目を開設している。その他、教職課程および学芸員課程を設置し、必要な科目を開設している。

1年次は共通基礎、2年次より専門教育と位置づけ、科目には配当年次が指定され、段階的に学べるように配置し、基礎教育から専門教育への順次性を持った体系的な編成となっている。

###### <2> 美術学部

教育課程は、文星芸術大学美術学部履修規程<sup>(4-(2)-1)</sup>第3条および別表によって示されている。教育課程の構成は「教養科目」、「共通基礎科目」、「専門教育科目」、「自由科目」で構成されている。そのほかに資格取得科目として教職課程<sup>(4-(2)-2)</sup>、学芸員課程<sup>(4-(2)-3)</sup>を開講している（卒業要件単位数には含まない）。

1年次は、教養科目と共通基礎科目を通して専門教育科目へ移行する前の共通の基礎実技・理論の科目を履修する。この教育の目的は、美術の各分野の基礎は共通であることを認識させることによって、造形の本質を理解し学ぶことにある。特に、共通基礎科目の造形演習(必修1年次)、選択科目(1年～4年次)は専門教育科目への橋渡しをしつつ、各分野の特色を理解させるとともに、学生の専攻への適性を自ら判断する役目も果たしている。この段階において学生は、各自の適性判断によって転専攻制度を活用して入学時の専攻を変更することができる。

2年次以降は専門教育科目となり、4年次まで一貫した独自のカリキュラムで基礎から専門へと段階的に教育する。なお、課題やテーマによっては研究室や専攻の枠組を超えて助言、指導を受けることができる。専門教育科目の内容に従って技術、表現、理論を三位一体として積み上げていく。深い探究心と高い意識が要求される科目である。人間社会との関係を見失うことなく総合の理念を生かし、教養科目の幅広い知識と共通基礎科目における美術の基礎領域の広さを土台に、独自性を十分に発揮している科目である。さらに卒業制作、卒業論文は学部教育の集大成として位置づけている。

###### <3> 芸術研究科

文星芸術大学大学院学則<sup>(4-(2)-4)</sup>第5条で、前期2年の課程「博士前期課程」、後期3年の課程「博士後期課程」に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うと定めている。これらを基に、教育課程については、文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程<sup>(4-(2)-5)</sup>第6条および別表によって示されている。教育課程の構成は、美術学部の教育体制を骨格とし、研究・制作を専門的に深めるよう研究指導がなされている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

< 1 > 大学全体

美術学部は、基礎教育から専門教育への順次性を持った体系的な編成となっているが、教務委員会で教育課程の適切性について検討している。

芸術研究科においては、美術学部教育の上に研究・制作を重視した専門分野の教育を実施している。

授業科目の内容は、WEBシラバス<sup>(4-(2)-6)</sup>によって明示され、教育課程に基づいた教育内容の適切性が示されている。

< 2 > 美術学部

大学において基礎教育は、人間形成を高める観点から大切であるが、専門教育は大学教育の根幹をなすものである。実技系美術大学ということで卓越した表現・技術・技能を持った人材育成が重要であると考えたと実技の実習演習が教育の中心となるので専門教育科目に単位数が多く配分されているのは妥当である。

入学後の学修が円滑にできるように、入学前学習<sup>(4-(2)-7)</sup>を実施している。入学後は、基礎学力を把握するためにプレースメントテスト(国語、数学)を実施している。

< 3 > 芸術研究科

学部に基礎を置く芸術研究科として学部の教育内容を総合的に各研究領域にまとめることによって、より高度な専門性の高い教育内容となっており、それぞれの領域の各研究分野において研究指導を行っている。

2. 点検・評価

◆充足状況

教育課程編成の趣旨に則り、授業の形態と授業の方法等について、学生の知識、技術の発展段階に対応したカリキュラムを作成し、学生が基礎教育から専門教育へスムーズに移行できるよう、指導を行っている。

入学後の学修が円滑にできるように、入学前学習を実施している。入学後は、基礎学力を把握するためにプレースメントテスト(国語、数学)を実施している。

◆効果が上がっている事項

体系的にカリキュラムを構成し、履修計画を立てやすいよう配慮している。

◆改善すべき事項

学生が高等教育へ円滑に移行するために必要な大学内での導入教育においては、教養科目、共通基礎科目の授業システム、内容において概ね対応できていると判断するが、AO入試や推薦入試による早期に決定した入学者における基礎力の差等の現状を考えると、入学後の共通基礎科目の授業内容および入学前学習のさらなる充実をはかる必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

◆効果が上がっている事項

授業形態と授業方法については、教育目標に沿って編成された教育課程となっており、教育指導が有効に機能していると考えられる。今後、時代の状況など多角的に捉えつ

つ、改善点があれば積極的に取り組んでいく姿勢が大切である。

◆改善すべき事項

様々な学修歴をもつ学生の入学に対応するため、入学前学習の充実を行い、基礎力向上を図る。

4. 根拠資料

- 4－(2)－1 文星芸術大学美術学部履修規程 (p 1)
- 4－(2)－2 教職課程履修規程
- 4－(2)－3 学芸員課程科目履修要領
- 4－(2)－4 文星芸術大学大学院学則 (既出1－2) (p 2)
- 4－(2)－5 文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程 (p 2)
- 4－(2)－6 WEBシラバス  
<http://slbs.info/BUNSEI/WEB/index.asp>
- 4－(2)－7 入学前学習



## 第4章 教育内容・方法・成果

### (3) 教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

###### <1> 大学全体

授業方法は、「講義」、「演習」、「実技」に分けられている。実技系美術大学として、実技科目および一部の演習科目の授業形態は集中型を採用している。

学生への履修指導は、4月当初に行われるオリエンテーションで実施している。学生便覧<sup>(4-(3)-1)</sup>、教育課程表<sup>(4-(3)-2)</sup>、時間割<sup>(4-(3)-3)</sup>、シラバス<sup>(4-(3)-4, 5, 6)</sup>、学事歴<sup>(4-(3)-7)</sup>、履修登録表<sup>(4-(3)-8)</sup>を配付し、履修登録方法の他、卒業・進級要件など学習計画を立てる上で必要な規程などの事項について、教員および教務課で指導を行っている。

また、単位制との関わりから、半期15週（前期、後期）の学修時間を確保している。

###### <2> 美術学部

文星芸術大学学則<sup>(4-(3)-9)</sup>27条は、「授業科目は各年次に担当する。」（第1項）とし、授業科目の履修に計画性をもたせ、また「学生は原則として各年次に担当された授業科目を履修するものとする。」（同項後段）として、学生の知識・技能等の質の発展段階に合うよう履修方法を定めている。

集中型の時間割は、1年・2年生は1、2時限（水曜日を除く月曜日から金曜日）に設定し、3年・4年生は3、4時限（水曜日を除く月曜日から金曜日）に設定した時間割となっている。実技については、各学年16単位の必修科目が設定され、進級要件にもなっている。

学生が登録した科目の学習時間を確保し、単位の実質化を図ることを目的とし、1年間に履修登録できる単位数の上限を設け、教室における授業と教室外学習（予習・復習等）を合わせた充実した授業展開を可能とした。履修上限単位数は年間40単位とし前年度のGPAが2.5以上の学生に対しては4単位を増加して履修できることにしている。GPAについては、年度末の成績通知表に記載し、学生が確認できる様にしている。

###### <3> 芸術研究科

大学院においては、博士前期課程の修了要件単位数は30単位以上、博士後期課程における修了要件単位数10単位以上となっているため履修上限単位数の設定は行っていない。

指導教員は、学生と面談および指導等を通じて学生各自の研究・作品のテーマを設定し、進捗状況を把握しながら指導を行っている。

博士前期課程では、学生が学位取得に向けて論文作成又は作品制作に必要な知識を修得するための授業科目を履修する指導を行っている。博士後期課程では、学生のテーマに沿った研究を実施するために研究指導計画に基づき、学位論文作成に向けての指導を実施している。学生には論文指導の手引き<sup>(4-(3)-10)</sup>を配付しており、各学年でのス

スケジュールが確認できるようにしている。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### < 1 > 大学全体

シラバスは、学生が教育課程およびその指導方法を理解し、それぞれの授業科目の内容を把握することと、履修科目を選択するために活用している。

シラバスは、WEB上で閲覧ができるため、学生が履修計画を立てるうえで、授業内容の確認や事前準備等の情報を確認でき、有効に機能している。

シラバスは、科目名、担当教員名、配当学年、単位数、到達目標、授業計画、使用教材、成績評価の方法、時間外学習・学習上の助言等、統一した書式で作成している。

授業担当者は、学生に提示したシラバスに基づき授業を行っている。授業計画に差異が生じた場合は、学生に説明の上、臨機応変に授業構成を工夫し、補講等で調整を行い、授業計画通り実施するようにしている。

### < 2 > 美術学部

教務委員会でシラバス作成について検討が行われ、教授会で作成上の注意点を説明し、教員にシラバスの原稿依頼を行っている。特に、到達目標の項目について、学生が身に付けられる力を示すことと、成績評価の項目については、各評価の割合を明記する様、周知を図っている。

### < 3 > 芸術研究科

芸術研究科においても、美術学部同様にシラバスを作成している。

## (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

### < 1 > 大学全体

文星芸術大学学則<sup>(4-(3)-11)</sup>第29条、文星芸術大学美術学部履修規程<sup>(4-(3)-12)</sup>

第19条、第23条で、単位の認定および成績の評価について規定している。各科目の担当教員は、シラバスに基づき、1回目の授業の際に授業計画、成績評価方法・基準等を説明している。

成績評価については、履修規程第23条第1項で「成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし不可を不合格とする。」とし、第2項で評価の基準は、100点より95点までを「秀」、94点より80点までを「優」、79点より70点までを「良」、69点より60点までを「可」、59点以下を「不合格」としている。また、成績評価の客観性・透明性を確保できるよう、GPA制度を導入している。

GPA制度の活用としては、成績優秀者選出や履修上限単位数の特例(増加単位履修)などがある。

表4-(3)-1 【成績評価区分とGP】

評定	評価区分	内容	GP
秀	95点～100点	学習目標の内容をほぼ完全に理解し、かつ応用する力がついて いると認められる。	4
優	80点～94点	学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められる。	3
良	70点～79点	学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる。	2
可	60点～69点	学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる。	1
不可	59点以下	学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる。また は、出席不足、試験放棄等。	0

適正な成績評価の観点から、成績評価について疑義がある場合には、成績評価を照会  
できることになっている。担当教員は照会された内容を確認し、学生に回答している。  
入学前の既修得単位の認定は、文星芸術大学学則<sup>(4-(3)-1<sup>3</sup>)</sup>第32条に明記されてい  
る。編入学生や本学入学前の大学、短期大学等における修得した単位について、教務委  
員会を経て教授会で審議の上、本学の単位として認定している。単位認定の審査は、成  
績証明書とシラバス等に基づき、本学のカリキュラムと照合して認定の可否を行って  
いる。

<2>美術学部

成績評価方法、成績照会、単位認定については、年度当初のオリエンテーションで  
説明し、掲示板等で周知している。

<3>芸術研究科

芸術研究科においても、美術学部同様に成績評価、単位認定を行っている。

**(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改  
善に結びつけているか。**

<1>大学全体

教育課程や教育内容・方法については、教務委員会において検証等を行っている。次  
年度のシラバス作成の際には、記載内容の検証、修正等を行い、教育課程や教育内  
容・方法の改善に結びつけている。

文星芸術大学学則<sup>(4-(3)-1<sup>4</sup>)</sup>第2条第5項に、ファカルティ・ディベロップメント  
(以下、FD)を規定している。FDに関する取り組みの一環として、授業評価アンケ  
ートを実施している。

アンケート調査の設問は講義(授業内容、担当教員、指導内容、学生自身、授業の評  
価)と実技(授業内容、施設、機材、担当教員、指導内容、学生自身、授業の評価)で

一部異なる。学生の評価を集計し、教員にフィードバックする。教員は結果に対して考察し、簡単なレポートをFD委員会に提出する。教員はアンケート結果を次年度のシラバス作成に活用することになり、FD委員会ではアンケート結果と教員のレポートを基に、教務委員会、教授会で報告している。

美術大学の成績評価の形態として、制作された作品に対する講評会が開催される。課題制作の取り組みから完成までに2から3回の講評会が行われている。複数の教員と学生が集まって作品・論文・研究発表を実施し、合同で審査や講評を行っている。学生のプレゼンテーション能力の向上や成績評価だけでなく、教員間の教育成果の検証の場でもある。

#### <2>美術学部

授業評価アンケートは、学生から授業についての意見を聴取し、教育成果についての定期的な検証として機能している。前期・後期の2回、全ての授業科目を対象にマークシート形式で実施している。集計結果は、授業担当者がWEB上で確認ができ、学生の自由記述欄へのコメントや今後の授業改善についての記述をFD委員会で求めており、教育内容・方法の改善と充実に役立てている。

#### <3>芸術研究科

研究科は授業評価アンケートを実施していない。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

授業形態や時間割の配置などを適正に設定し、学習指導が行われている。シラバスに掲載された成績評価方法および試験方法に則り、成績評価を実施している。

### ◆効果が上がっている事項

シラバスは、平成22年からWEB入力および公開を開始した。

成績評価の信頼性を高める取組として、成績評価の照会が可能となっている。

学生の学修状況を知らせることを目的に、保護者宛に前期は試験結果、後期は成績通知を送付している。

### ◆改善すべき事項

なし

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

シラバスの項目設定、記載内容の組織的確認をするとともに学位授与方針を反映した内容となっているか検証していく。

### ◆改善すべき事項

授業評価アンケート項目の見直しを行う。

#### 4. 根拠資料

- 4－(3)－1 文星芸術大学 学生便覧 (既出1－3)
- 4－(3)－2 教育課程表
- 4－(3)－3 時間割
- 4－(3)－4 シラバス (講義)
- 4－(3)－5 シラバス (実技)
- 4－(3)－6 シラバス (大学院)
- 4－(3)－7 学事歴
- 4－(3)－8 履修登録表
- 4－(3)－9 文星芸術大学学則 (既出1－1) (p 6)
- 4－(3)－10 論文指導の手引き
- 4－(3)－11 文星芸術大学学則 (既出1－1) (p 6)
- 4－(3)－12 文星芸術大学美術学部履修規程 (既出4－(2)－1) (p 3. 4)
- 4－(3)－13 文星芸術大学学則 (既出1－1) (p 7)
- 4－(3)－14 文星芸術大学学則 (既出1－1) (p 1)

## 第4章 教育内容・方法・成果

### (4) 成果

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

###### <1>大学全体

学修成果を測定するための評価指標としては、4年生全員に学外での卒業制作展(論文含む)を課している。集大成である卒業制作・論文について指標達成度の高い者に対して、優秀賞等を授与している。

学生の成績結果に記載しているGPA値で自身の学修成果について確認ができるようになっている。

###### <2>美術学部

美術学部では、進級についての基準が文星芸術大学美術学部履修規程第26条に<sup>(4)-(1)</sup>定められている。

各学年で修得しなければならない科目および単位数を設定しており、これらを修得できなければ進級はできない。基礎的内容から専門的内容へと積み上げが図れるよう、授業科目を構成している。

学修成果を測定するための方法としては、前期末・後期末の定期試験や課題作品、レポート提出等によって授業に対する学生の理解度をはかっている。

###### <3>芸術研究科

芸術研究科は、制作指導や論文指導において少人数制によるきめ細かい指導が行われているので、一人一人の達成度を把握しやすい。研究状況は、中間発表や講評で確認している。

##### (2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

###### <1>大学全体

卒業・修了の要件は文星芸術大学学則<sup>(4)-(4)-(2)</sup>第40条、文星芸術大学大学院学則<sup>(4)-(4)-(3)</sup>第19条および第19条の2に規定されている。

###### <2>美術学部

卒業要件は、学則、履修規程に記載しており、教育課程表<sup>(4)-(4)-(4)</sup>を配付し、オリエンテーション等で学生に説明している。卒業要件を充足した学生に対して、教授会の議を経て卒業を認定し、学位授与を行っている。

###### <3>芸術研究科

芸術研究科で授与する学位を取得するために必要な要件は、大学院学則に記載しており、教育課程表を配付し、オリエンテーション等で学生に説明している。

学位認定にあたっては、文星芸術大学大学院学位論文審査細則<sup>(4)-(4)-(5)</sup>に基づいて行われる。

博士前期課程は入学後、研究領域の各自の研究テーマに基づいて指導教員を中心とした履修および教育指導のもと、所定の単位を取得しながら論文又は作品を作成し、学位

授与を目指している。博士後期課程においては、明確な独自性のある論文テーマが求められるが、主指導教員と副指導教員の連携によって、2年次後半位までには予備審査を受けられる状況を目指している。審査までの過程においては、前期末に中間発表、後期末に研究発表を開催し研究・制作活動の状況を確認している。

修士の学位授与の審査にあたっては、提出された論文又は作品の内容に応じ研究分野に関連した教員から教授1名を含む2名以上の審査員で審査を行う。博士の学位授与の審査にあたっては、教授1名以上を含む3名以上の審査員で審査を行う。必要に応じ他の大学院等の教員を審査員に加えることができることとしており、適切かつ厳格な評価を行える仕組みをとっている。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

学位授与は、文星芸術大学学則、文星芸術大学大学院学則および学位規程（4-（4）-6）に基づき、行われている。

### ◆効果が上がっている事項

卒業制作・論文について指標達成度の高い者に対して、優秀賞等を授与している。学生の成績結果に記載しているGPA値で自身の学修成果について客観的指標で確認できるようになった。これにより適切な履修計画を立てることができるようになった。

### ◆改善すべき事項

なし

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

学生の学修成果の質を高める観点から、GPA制度の活用を検討し教育指導に活用する。

### ◆改善すべき事項

なし

## 4. 根拠資料

- 4-（4）-1 文星芸術大学美術学部履修規程（既出4-（2）-1）（p4）
- 4-（4）-2 文星芸術大学学則（既出1-1）（p8）
- 4-（4）-3 文星芸術大学大学院学則（既出1-2）（p4）
- 4-（4）-4 教育課程表（既出4-（3）-2）
- 4-（4）-5 文星芸術大学大学院学位論文審査細則
- 4-（4）-6 文星芸術大学学位規程

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### < 1 > 大学全体

建学の精神である「三敬精神」、教育理念、教育目標に基づき、学部、大学院研究科において、求める学生像が示されている。

本学のアドミッション・ポリシーは、入学試験要項<sup>(5-1)</sup>と学生便覧の本学の三つの方針<sup>(5-2)</sup>(カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー)の一つとして提示、公表されている。

求める学生像は、オープンキャンパスや外部で実施している進学説明会、模擬授業を通して本学の受け入れ方針を説明し、理解してもらう機会を継続的に設けており、その他に本学で定期的に行っているデッサン講習会、教員展や学園祭卒業制作展においても個々に教職員が対応している。

また、障がいのある学生の受け入れに関しては、大学入学者選抜実施要項に留意し、受験時の配慮が必要な場合は、事前の相談に個々に対応することになっている。

##### < 2 > 美術学部

教育理念を踏まえ、学部におけるアドミッション・ポリシーを次の通り定めている。

1. 自らの表現・制作活動を基本とする人
2. 他の人・他の国の表現・作品を理解する人
3. 人と人のつながりである社会を大切にする人
4. 様々な分野に興味を持ち学習する人
5. 自ら適性と疑問に対する答えを見つけ出す努力をする人

##### < 3 > 芸術研究科

教育理念を踏まえ、芸術研究科におけるアドミッション・ポリシーを次の通り定めている。

##### ○大学院研究科・前期

1. 自ら表現・制作活動を基本とする人
2. 他の人・他の国の表現・作品を理解する人
3. 人と人のつながりである社会を大切にする人
4. 専門を軸にさらなる課題を追求する人

##### ○大学院研究科・後期

1. 専門性を極め独創性を以て研究する人
2. 新たな価値観を積極的に展開する人



## (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

### < 1 > 大学全体

学生募集については、受験専門誌、美術・芸術雑誌、新聞（全国・地方誌）、生活情報誌（フリーペーパー）等に掲載する広告、大学案内に関する栃木TV放送、高等学校（県内・外）、美術研究所、美術予備校に対する募集要項の郵送や直接訪問による大学説明、大学独自の説明会の開催（学内・外）、オープンキャンパス時の見学、進学説明会、体験授業（高等学校への出張授業を含む）およびインターネット上でのホームページ<sup>(5-3)</sup>における募集案内が挙げられる。平成20年度より高等学校への訪問は事務局広報入試課と全教員で行っていたが、現在は広範囲にあった訪問校を見直し、受験対象者と接する模擬授業や説明会、無料講習会等に広報活動を切り換え、教員のスキルを生かせる場での対面型の募集活動に力を入れている。

入学者選抜において透明性を確保するために、入学試験終了後、各専攻内会議を行い、教授会、研究科委員会で審議が行われ、合否を決定している。

試験問題の採点結果は最高・最低得点と平均点が明記され、受験者の希望があれば本人の得点も知ることができる。

### < 2 > 美術学部

本学の入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーに基づき、様々な資質を持つ学生を確保することを目的に①AO入試（入学意欲や専門適性を評価）②系列校推薦入試、③指定校推薦入試（高等学校長の推薦により、高等学校での学習・生活状況、適性を評価）④一般入試（国語の学力と実技を評価）を行っている。また、受験機会の公平性を担保するために、AO入試・一般入試は複数回実施している。

この他に、外国人留学生特別入試、帰国生徒入試と編入学者選抜試験を実施している。入学試験実施体制は入学試験実施内規<sup>(5-4)</sup>に基づき入学試験実施委員会と入学試験問題委員会で組織されている。

学科・論文試験の採点は試験終了後、採点室で集められ予め定められた教員によって速やかに採点が行われ、その結果が教務課の担当者に渡される。採点は2名で行われ、1名が確認の再採点を担う。

実技試験の採点は、受験番号と氏名を伏せた状態で、答案作品を一箇所に集め各専攻教員全員で採点する。基本的に最高得点を200点満点として一作品ずつ採点し、全てを採点後に受験番号と照合して、その結果を教務課の担当者に渡す。

面接試験は2名以上の教員で行われ、4段階の結果を担当者数で平均化する。

入学試験における実技試験会場の監督は学科試験の場合と異なり教員は携わらない。試験会場の監督者は職員（教務助手）が実施している。実技試験会場の監督に教員が携わらないことは、受験者と作品の一致における不正の回避と公正性を確保するためである。

### ＜3＞芸術研究科

博士前期課程の入学者選抜方法は、実技試験、持参作品、面接（提出書類：研究計画書、活動報告書）による入試を年2回実施しており、学生募集内容はホームページおよび募集要項<sup>(5-5)</sup>で周知している。

博士後期課程の入学者選抜方法は、小論文、持参作品、面接試問（提出書類：研究計画、活動報告書）による入試を年2回実施している。面接試問は、実技担当教員と論文指導担当教員による複数教員が担当している。

学生募集内容はホームページおよび募集要項<sup>(5-6)</sup>で周知している。

## (3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

### ＜1＞大学全体

美術学部は、入学定員135名、編入学定員5名、収容定員550名として学生募集を行っていたが、入学定員を充足するに至らず収容定員を大きく割っていることから、平成26年度より入学定員の規模を縮小し適正化を図るため、入学定員を40人減じ、95人に変更し、収容定員を550名から390名に減員することとした。入学定員の内、外国人留学生・帰国生徒5名の枠を設けている。3年次編入学の入学定員を5名としている。

研究科の入学定員は、博士前期課程20名（収容定員40名）、博士後期課程5名（収容定員15名）としている。

学部・研究科とも収容定員に対する在籍学生数比率は未充足である。

### ＜2＞美術学部

入学定員、収容定員が未充足の状態が続いている。

表5-1 【年度入学者数と在籍者数】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
美術学部 美術学科	入学者数	81	62	58	54
	／入学定員	135	135	95	95
	比率	0.60	0.46	0.61	0.56
	在籍者数	393	344	303	259
	／収容定員	550	550	510	470
	比率	0.71	0.62	0.59	0.55

### ＜3＞芸術研究科

芸術研究科では、博士前期課程・博士後期課程ともに収容定員に達していない。特に、博士後期課程では、それまで進学が多かった純粋芸術領域の学生の進学が減少し、入学者がない状態が続いている。

表5-2 【年度入学者数と在籍者数】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
芸術研究科 (博士前期課程)	入学者数	9	7	9	8
	／入学定員	20	20	20	20
	比率	0.45	0.35	0.45	0.40
	在学者数	25	16	18	18
	／収容定員	40	40	40	40
	比率	0.62	0.40	0.45	0.45

表5-3 【年度入学者数と在籍者数】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
芸術研究科 (博士後期課程)	入学者数	3	0	0	0
	／入学定員	5	5	5	5
	比率	0.60	0	0	0
	在学者数	11	8	3	0
	／収容定員	15	15	15	15
	比率	0.73	0.53	0.20	0

#### (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

##### ＜1＞大学全体

入学試験に関する業務を円滑に執行する組織としては、入学試験・学生募集委員会<sup>(5-7)</sup>が置かれている。試験日程および実施方法に関する事項と学生募集に関する事項を中心に審議し、教授会および研究科委員会で報告されている。

##### ＜2＞美術学部

入学試験・学生募集委員会は定期的に開催しており、志願者動向の報告や学生の受け入れについて検証を行い、教授会で報告している。

##### ＜3＞芸術研究科

入学試験・学生募集委員会、研究科委員会において、学生募集および入学者選抜の検証を行っている。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

学生の受け入れ方針をホームページや入試要項等で公表し、学生募集および入学者選抜を適切に行っている。

### ◆効果が上がっている事項

学生の受け入れの適切性については、学長の責任のもと、入学試験・学生募集委員会、教授会において公正かつ適切な実施について検証を行っている。

オープンキャンパス来場者の本学入学率は高いので、オープンキャンパスの参加者を増やしていくことが重要である。これまで年間4回実施していたオープンキャンパスは平成24年度から年間5回実施しているが、これを維持し、参加者の目標数としては300名以上を目指す。

表5-4 【オープンキャンパスにおける過去3ヶ年の来場者数】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
栃木県	170	224	186
県外	68	79	80
来場者数	238	303	266

### ◆改善すべき点

修得しておくべき知識等の内容、並びに水準および障がいのある学生の受け入れ方針は策定されていない。

入学定員に対する入学者数比率は、学部・研究科ともに未充足であり、改善が必要である。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

障がい等で受験時や入学後の配慮が必要な場合の事前相談について、平成29年度学生募集要項に記載した。これにより、受験および入学に関する確認、対応ができるようになった。

外部の教育関係に詳しいコンサルタントと、マーケティング的観点から議論を深め、新たな広報戦略を策定中である。

### ◆改善すべき事項

大幅な定員割れの状態が続いているので、効果的な広報戦略の策定、入試の種類や回数などの改善が必要である。

研究科に関しては、定員の削減について検討し、方針を決定する。

アジア圏を中心に外国人留学生の受け入れを強化する。

4. 根拠資料

- 5-1 入学試験要項 (p 1)
- 5-2 本学の三つの方針 (既出1-7)
- 5-3 文星芸術大学ホームページ 入試情報  
<http://www.bunsei.ac.jp/sys/topics/exam/>
- 5-4 入学試験実施内規
- 5-5 大学院入試要項
- 5-6 大学院入試要項 (既出5-5)
- 5-7 入学試験・学生募集委員会規程

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生便覧<sup>(6-1)</sup>の学生生活案内に定めている。学生が有意義な学生生活を自ら創造し開発していくために本学の運営組織がつくられており、主にキャリア・学生支援センターが行っている。その業務内容としては、向学心に燃えながら学費や生活費等の経済的理由で修学が困難な問題を始め、就学とサークル活動の両立、勉強とアルバイトの調整、病弱・虚弱や精神障害等の障がいをもつ学生そして外国人留学生からの相談およびその実態把握にも努めている。更に文星ポートフォリオ（学内外の活動や修学状況、作品等の学修成果等の個人ファイル）を学生自身が個々で管理し、学業・進路、生活、人間関係等の様々な悩みを解決するために学生相談員の教員による改善指導（年間2回春と秋に実施）に活用し、教員側は学生把握として、また学生側からは自己管理と成果確認に役立っている。

#### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

本学は、年度末の卒業判定・進級判定会議において学業優秀・品行方正なおかつ授業料の支弁が困難になったと認められる学生に対して、授業料の一部を給付することがある。そのほか「日本学生支援機構」からの奨学金制度について紹介するなど修学支援を行っている。

表6-1 【日本学生支援機構への学生利用者数とその割合】

学生利用者数	総人数 (全在籍者数 からの割合)	第I種 (総人数 からの割合%)	第II種 (総人数 からの割合%)
平成25年度	119人 (34.6%)	28人 (23.5%)	91人 (76.5%)
平成26年度	112人 (37.0%)	28人 (25.0%)	84人 (75.0%)
平成27年度	61人 (23.6%)	19人 (31.1%)	42人 (68.9%)

(第I種と第II種を併用している者を含む)

学生への補習・補充教育に関しては、定期試験後において成績不良の学生に対して補習を行っている。更には、学生の履修状況や単位取得状況によって、教員が個々に学生と面談した後、補習を実施している。

留年者については、卒業判定・進級判定会議を経て決定される。決定後、保証人に留年通知書と成績を送付し、新年度までに担当教員と面談（話し合う）を行い、履修にあたっ

でのアドバイス、相談・指導をしている。学生異動があった場合には、担当教員と面談し、休・退学願を提出させている。

表6-2 【留年者数および休・退学者数と主な理由】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
留年者数	20人	21人	19人
休・退学者数	25人	29人	18人
主な理由	病気療養 経済的理由	病気療養 経済的理由 就学意欲低下	病気療養 一身上都合 経済的理由

### (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

キャリア・学生支援センターが、学生の健康管理、年度初めのオリエンテーション、健康診断の実施、クラブ・サークル活動、学園祭、学生生活調査等を通して学生の心身の健康維持・増進および安全・衛生への配慮を行っている。カウンセラー（臨床心理士）を必要とする個別の相談においても、保健室が窓口になり学内カウンセラーと連携をとりながら生活支援を行っている。

また、ハラスメント防止のために、キャンパスライフ向上委員会<sup>(6-2)</sup>が毎年新入生オリエンテーション時にリーフレット「セクハラって、何？」<sup>(6-3)</sup>を配付し説明を行ったり、学内トイレの洗面台にメッセージが記載されたカード「DVホットライン」を置き、ひとりで悩まないよう呼びかけもしている。

表6-3 【保健室利用件数と主な理由】<sup>(6-4)</sup>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保健室利用者数 (全在籍者数にからの割合%)	334人 (97.1%)	237人 (78.2%)	154人 (59.5%)
主な理由	切傷 相談(身体的、精神的) ベッド利用など		

(人数は延べ人数)

### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

本学の進路支援は、学生の生活支援から就職活動の支援までキャリア・学生支援センターが一貫して行っている。また、外部のガイダンスや学内企業説明会等の紹介にも本学独自のメールマガジン(予め学生がキャリア・学生支援センターにメールアドレスを登録する必要がある)による配信をキャリア・学生支援センターが行い、情報の共有化を図っている。更には、週1回ハローワークから1名のジョブサポーターが来学し、学生の進路相談や面接指導を行っている。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

学生の修学および生活支援に関しては、キャリア・学生支援センターが適切に行っている。

特に修学支援としては、授業料の一部給付を行ったり、学外奨学金制度を積極的に紹介している。進路支援は、本学の教職員だけでなくハローワークの協力を得ながら適切に行っている。

### ◆効果が上がっている事項

学生支援およびハラスメント防止対策として各専攻の助手が、学生と個別に対応したり、事態が深刻な場合には保健室が窓口になり学内カウンセラーに相談するなど情報を共有しての学生対応が可能となった。

平成26年9月10日に開催されたFD、SD研修会では、「障害者の就業および生活支援サポート」をテーマに講師7名（ハローワーク4名、障害者生活支援センター1名、栃木障害者職業センター2名）を講師として招き、参加者37名（内訳：大学教員5名、短大教員9名、大学職員23名）で実施した。各事業所（ハローワーク、障害者生活支援センター、栃木障害者職業センター）の支援内容について説明を受け、教職員の理解を深めた。

教育現場では、障害者手帳の有無に関わらず、早めに専門のナビゲータ（ハローワーク）と連携を取りながらの対応が必要であることを学んだ。

### ◆改善すべき事項

障がいのある学生に対する修学支援措置は、特に定めていない。学生の実技における作品の制作時間に多く費やしていることから、障がいのある学生の修学環境の整備に努力していきたい。

外国人留学生の日本語能力を高めるためにも、ふだんから日常会話を多く取り入れることが可能なコミュニケーションの場を設けていきたい。

進路支援としては、学内企業説明会の機会を多くし、学生にとって常に就活について身近に考えてもらい、学外での企業説明会や求人情報の収集に積極的に参加できるようにしていきたい。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

キャリア・学生支援センターと就職委員会が連携して未内定者の把握と学生への面談を行い、内定率を高めている。また、本学独自のメールマガジンへの学生登録者数を増加しているため、求人情報や外部のガイダンス、学内企業説明会の案内等を知る機会を多くし、学生の就活への意欲・関心の高まりと多様な分野への就職を可能にしている。

### ◆改善すべき事項

退学者対策並びに障がいのある学生への対応として、キャリア・学生支援センターと保健室、学内カウンセラーおよび各専攻教員との連携を強化し、より早い段階での学生相談および配慮が可能になるようネットワークを構築し強化していく必要がある。



一方、経済的事情の悪化により学業継続に深刻な影響を与えることから、退学者の中には潜在的な理由として経済的事情を訴える学生が含まれているが、本学独自の奨学金制度が成績優秀等を条件とする目標達成支援型のため受給者数が少ないのが現状となっている。今後、受給者数を増やす方策が必要と考えている。

#### 4. 根拠資料

- 6-1 文星芸術大学 学生便覧（既出1-3）（p 81）
- 6-2 文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会規程
- 6-3 リーフレット「セクハラって、何？」
- 6-4 保健室利用件数と主な理由

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学においては、明確な教育研究等環境に関する方針は定めてはいないが、大学の教育理念や教育目標を実現するために、適切な施設・設備等を整備し、教育研究の環境を整えている。

#### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学の面積は、平成28年5月現在、校地面積 28,227.0 m<sup>2</sup>（短大と共用）、校舎面積 14,919.7 m<sup>2</sup>であり、設置基準上必要な校地・校舎面積を十分に満たしている。管理棟、南実習棟、第2南実習棟、陶芸実習棟、西実習棟、南・北校舎棟、記念文庫を有する。平成25年度までは、同キャンパス（第1キャンパス）内にある宇都宮文星短期大学の第2キャンパスを共用していたが、全専攻を第1キャンパスに移動した為、現在は宇都宮文星短期大学のみが第2キャンパスを使用している。開学当時から所有していた多目的運動場（3,169.76 m<sup>2</sup>）及び実習庭園〔借用〕（9,293.69 m<sup>2</sup>）は、使用頻度の低下や多額の維持費が掛かることから、平成24年12月に多目的運動場を売却、平成25年6月に実習庭園を平返還した。

第1キャンパスにおける大学、大学院、短大が使用している建物面積区分及び各専攻における設備の概要は、次のとおりである。

表7-1 【建物面積区分・用途】

#### 第1キャンパス

建物名称	用途	面積区分 (m <sup>2</sup> )			
		大学	大学院	共用	計
管理棟 (RC造5階) 南実習棟 (RC造5階) 第2南実習棟 (RC造2階)	事務室・会議室・図書館・講義室・研究室・実習室 (芸術理論・彫刻・油画・デザイン・CGアニメーション・マンガ)・デッサン室・ギャラリー	6,267.5	445.0	4,454.9	11,167.4
北校舎棟 (RC造3階) 南校舎棟 (RC造2階)	事務室・会議室・保健室・講義室・研究室・実習室 (日本画)	420.0	133.0	3,218.5	3,771.5
記念文庫				92.0	92.0
西実習棟 (RC造3階)	研究室・実習室 (染織)	952.7	29.0		981.7
陶芸実習棟 (鉄骨造1階)	研究室・実習室 (陶芸)	786.8	79.0		865.8
体育館 (RC造1階)	運動			677.9	677.9
守衛所 (RC造1階)	外来者受付			8.0	8.0
立体実習室 (鉄骨造1階)	共通基礎実習	176.9			176.9
計		8,603.9	686.0	8,451.3	17,741.2

障害者への配慮は、体育館等施設の出入り口の段差のある箇所にスロープ、身障者用トイレ1ヶ所（陶芸棟）、エレベーター2基（管理棟、南実習棟）及び管理棟1階出入り口自動扉などが設置されている。また、第1キャンパス、第2キャンパスともに車椅子が配備されている。しかし、平成元年に建設された南・北校舎棟、平成3年に建設された西実習棟はエレベーターがなく、階の移動は階段となっている。また、視聴覚障害者用のバリアフリーは、整備はなされていない。

学内ネットワーク（LAN）については、早期に整備され、インターネットについては施設内全学利用可能な環境となっている。学内に設置しているサーバーやコンピュータについては、外部業者と保守契約を締結し、迅速に対応できる体制を整えている。

キャンパス・アメニティについては、本学は日光街道沿いにあり、遠く日光連山を眺望できるといった大変自然美に恵まれた環境の中にある。街道に面しているため車の騒音が気になるところではあるが、街道沿いに樹木も多く、本学周囲にも生垣をめぐらせており、授業等の支障は感じていない。また、街道東側に平成15年にバイパスが開通したことにより、交通量が緩和され、さらに騒音は減少された。

交通アクセスについては、公共交通機関のバス停が第1キャンパス及び第2キャンパスの正門前にあり、また、本学の学バスがJR宇都宮駅（東武宇都宮駅経由）と第1及び第2キャンパスの間を往復運行し学生の通学を支援している。

キャンパス内におけるアメニティ対応は、学生委員会が担っている。現状の改善・将来への対応には教職員による問題提起のほかに、学友会からのアンケートもしくは総会での意見による要望・提案には学生課が窓口になって対応している。その他授業評価アンケートにおいても施設・機材に関する質問を設け学生の意見を収集している。

施設・設備等の維持・管理体制については、学校法人宇都宮学園事務組織規程<sup>(7-1)</sup>第15条で、大学事務局の事務分掌として、施設・設備等の維持・管理等については総務課（営繕関係）の所掌としている。また、文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学施設管理規程<sup>(7-2)</sup>は、大学の校舎棟、実習棟及び附属施設並びに運動場及び附属設備の管理・運営について定めている（第1条）。施設の総括管理者は学長であり（第3条第1項）、総括管理担当者は事務局長である（第4条第1項）としている。

本学においては、同規程に基づき、「文星芸術大学・宇都宮文星短期大学施設管理箇所及び管理担当課（者）」を定め、教職員一体となって施設管理を行うとともに、必要に応じアウトソーシング（業務委託）を活用し、夜間においては警備会社の機械警備で対応している。また、関連施設・設備の異常を探知し、伝達する中央監視システム装置を事務局内に備え付けている。

衛生・安全対策としては、文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学防火管理規程<sup>(7-3)</sup>で、防火管理組織、火災予防及び災害防御の防火管理について定めている。防火管理組織として「防火対策委員会」を設け（第3条）、同委員会は事務局長（防火管理者）が委員長となり、各班長・火元責任者で構成（第3条、第4条及び第9条）することとなっている。また、災害防御として「自衛消防組織」を編成し（第19条）、「防火教育」（第23条）及び「基礎訓練」（第24条）を実施することとしている。

本学は、甲種の資格を有している職員を「防火管理者」に指定し、それを基に「防

火管理責任体制」、「火気取締り・火気取扱い責任体制」、を定め、また、「自衛消防隊」を編成して教職員に周知を図り、防火管理等に対応している。

文星芸術大学衛生委員会規程<sup>(7-4)</sup>を制定し、衛生管理者による週1回の校内巡視を実施するとともに、委員会を開催し、現状確認と改善に努めている。

施設管理及び防火（災）管理については、若干不備な面も見受けられたので、平成20年度にそれぞれの規程に基づいた管理責任体制等を整備した。

地震・災害等の防災対策として、学生及び教職員を対象に毎年一回避難訓練を実施している。災害備蓄品については、平成25年度から災害時備蓄品整備計画<sup>(7-5)</sup>を策定し、災害時に必要となる食糧品や避難所用品などの備蓄を進めています。

### (3) 図書館・学術情報サービスは十分に機能しているか

#### ① 図書館施設の概要

本学の図書館は、大学および短大の附属施設として設置されており（文星芸術大学学則<sup>(7-6)</sup>第5条第1項）、管理および運営については、文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館管理規程<sup>(7-7)</sup>をもとに、図書館長をはじめ、大学および共用校の図書・紀要委員会が携わっており、その委員会の構成は教授会構成員からなっている。規程名のとおり、大学と短大の共用施設であり、場所は第1キャンパス内管理棟3階にある。資料購入等の費用には明確な区分がされているが、資料の配架や利用においては大学および短大の違いはなく、それぞれの専攻の特徴が表れた蔵書構成となっている。<sup>(7-8、7-9、7-10)</sup>

また、図書館の分館として平成23年に設置された秋山記念文庫は独立した書庫建物であり、第1キャンパス中庭にある。美術史家故秋山光和氏（東京大学名誉教）の個人所蔵資料の保存と公開を目的としている。管理および運営においては、文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館管理規程を適用しているが、その利用に際しては、図書館とは別に秋山記念文庫利用規程<sup>(7-11)</sup>が定められている。約1万点の資料は、美術や美術史関連の他、日本画家の前田青邨関連のものも多い。個人文庫ならではの特殊な蔵書構成であることから、公開開始後も資料の整理や分類作業が続き、現在まで限られた利用となっていた。今後は学内外に向けて広報するとともに、活用を促していく予定である。<sup>(7-12)</sup>

#### ② 図書、学術雑誌、視聴覚資料等の整備状況

平成28年3月31日現在の蔵書数は、図書 49,905 冊、視聴覚資料 2,109 点、電子情報については、平成25年4月より法情報総合データベース（1種）を契約している。

資料の開架率は約98%であり、閲覧の自由度は高いといえる。蔵書の内容としては、芸術関係が約32%と最も多く、専門分野に特化している。また、洋書の収蔵にも積極的であり、芸術関係の約20%、全体では約14%となっている。

図書館資料の購入については、教職員および学生より随時購入リクエストを受け付けているほか、教員対象に「図書館資料購入希望調査」を年2回行っている。また、学生選書ツアー（学生が書店の店頭にて直接選書を行う企画）や、書店からの見計らいによる選書も行われ、可能な限り図書・紀要委員以外の教職員および学生にも参加の機会を設けて、利用者のニーズに沿った資料の収蔵に努めている。ただし、いずれの選書であ

っても、購入に関する最終的な決定は、図書・紀要委員会において検討されている。平成28年度は、シラバスに掲載されている参考図書の整備を注力的に行い、より学習しやすい環境づくりを目指して専用のコーナーを設けた。また、就職活動関連や郷土資料などの地域と関連した資料の充実も図り、それらも専用のコーナーに配架することによって、速やかな情報提供ができるよう工夫している。

学術雑誌は、利用状況および予算に合わせ、適宜、購入や停止の見直しを図書・紀要委員会において行っている。視聴覚資料は、主に講義の補助資料としての購入が多い。AVコーナーの再生機器の老朽化が問題となっていたが、平成25年度にブルーレイディスクプレーヤーおよび液晶ディスプレイを、設置台数の半数となる5席分を購入し設置した。その他の5席は、ブルーレイディスクプレーヤーでは再生できないビデオテープ等の資料のためにこれまでの機器を残し、現在も使用している。その他、インターネットに接続可能な情報検索用パソコン6台、蔵書検索用パソコン1台が設置されており、利用者は自由に使用することができる。ただし、学外での蔵書目録の検索ができるように整備されていないため、今後の課題となっている。

表7-2 【所蔵資料の推移】

( ) は前年度比

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
図 書	48,496 (+896)	49,230 (+734)	49,905 (+675)
視 聴 覚	2,079 (+59)	2,096 (+17)	2,109 (+13)
電子情報	1 (+1)	1 (±0)	1 (±0)

表7-3 【図書蔵書内訳】

(平成28年3月31日現在)

区 分	和書	洋書	郷土資料	児童書/洋	合計
0-総記	2,071	307	89	4	2,471
1-哲学	1,843	246	12	7	2,108
2-歴史	4,396	289	303	39	5,027
3-社会科学	5,856	828	124	31	6,839
4-自然科学	2,949	80	21	154	3,209
5-技術工学	2,310	435	34	7	2,786
6-産業	842	99	7	4	952
7-芸術	12,770	2,907	60	47	15,914
8-言語	1,863	603	2		2,468
9-文学	6,776	1,210	35	110	8,131
K-郷土資料					687
洋書					7,004
児童書					538
計	41,676	7,004		403	49,905

## ③図書館の施設、利用状況

図書館は延床面積 851 m<sup>2</sup>で、うち閲覧スペース 476 m<sup>2</sup>、閲覧席数は 105 席、AVコーナー22 m<sup>2</sup>、専用座席10席。収容可能冊数約6万3千冊である。通常の開館時間は、平日が08:40～18:00であり、土曜日が08:40～12:30である。夏期等の長期休業期間中は、施設の閉門時間に合わせて短縮される。平成27年度の年間開館日数は285日、年間開館時間は2,497時間であり、これは平年どおりである。年間来館者数は延12,671人で、うち学外利用者は延49人であった。

学外者の利用方法については、本学のホームページ<sup>(7-13)</sup>のほか、宇都宮市生涯学習情報提供事業システム「マナビス」<sup>(7-14)</sup>においてインターネット上で施設情報を公開している。学外利用者の利用目的は、主に美術関係資料の閲覧であり、中には美術館関係者の利用もある。また、地域貢献の一環として、宇都宮市内の中学校における生徒の職場体験学習の受入れにも協力しており、依頼のあった平成15年から平成28年の間に延11回行われている。学内の利用においては、ここ数年間をみると、開館時間等に大きな変動はないが来館者数は減少傾向にある。そのため、平成28年度には図書館の利用促進を目的とした学生選書ツアーや、教員の協力のもと、館内の展示ケースにて様々な展示を企画した。次年度も継続して行う予定である。また、アクティブラーニングスペースの設置の必要性については、図書・紀要委員会でも数回にわたり話題にされているが、フロアの構造やスペース的に困難な点が多く、数年越しの懸案となっている。

表7-4 【年間利用状況】

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
年間開館日数	285	283	285
年間開館時間	2,494	2,474	2,497
年間来館者延数(学外者)	16,161(97)	15,025(57)	12,671(49)

## (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

## ①研究助成

研究者個人の研究費および研究旅費については、文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学個人研究費規程<sup>(7-15)</sup>を策定し、次の表に示す金額を配分額として、支出が認められている。そして、総額の範囲内での区分変更での流用は一部で認められている。

表7-5 【研究費と研究旅費の配分基準金額と支給額】

(単位：円)

区 分	配 分 基 準 額				
	教 授	准教授	講 師	助 教	計
研 究 費	200,000	200,000	170,000	100,000	670,000
研 究 旅 費	150,000	100,000	80,000	50,000	380,000
総 額	350,000	300,000	250,000	150,000	1,050,000

## ②研究室の整備

教員の研究室については、基本的に個室の形態をとっている。個々の教員の専有面積に違いがあるものの、講師以上の専任教員にはほぼすべてに研究室が確保されている。しかし、事務部門を一部兼担している一部の教員については共同の研究室であり、個室は確保されていない。助教についても個室の研究室はなく、合同研究室や準備室で代用されている。

## ③研究機会の確保

教員の研究時間は、授業のない夏季・冬季・春季の休業中については研修を願い出ることによって自由に研修に参加し、あるいは論文・作品の作成・発表等に活用することができる。しかし、通常の授業期間内においては、専攻によっては授業科目等の担当状況や持ちコマ等の関係で、あるいは学外への公的な出張等により自分の授業に対する準備や専門分野に対する研究、ならびに論文や造形作品等の作成に費やす時間に影響を受け、研究時間等が十分に確保されているとはいえない教員も出ている。特に、教員の少ない専攻においては、教育・会議等を含めた学務時間が過多となっていて、研究時間等が十分に確保されているとは言い難い。また、研究発表等で学会などへ参加する場合、教育に支障のない範囲内で出張が許可されているが、その場合、授業時間数の確保のために補講が課されている。

## ④ティーチング・アシスタント（TA）等の人的支援

本学では、人的支援体制として、ティーチング・アシスタント（TA）を設けている。教員の指示のもとに、実技・演習科目を中心に特定の授業の補助業務を行う者として、本学の大学院に在籍する学生を採用している。

## (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学における研究倫理については、文部科学省の新たなガイドラインに対応した文星芸術大学における公的研究費の取り扱いに関する規程<sup>(7-16)</sup>及び文星芸術大学における競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範<sup>(7-17)</sup>を策定し、適正な研究費の執行を行うよう指導し、不正行為防止に努めている。

## 2. 点検・評価

## ◆充足状況

校地及び校舎面積については、法令上の基準を満たしており、施設・設備等も整備されている。図書館・学術情報サービスについては、十分に機能している。教育研究等を支援する環境については、研究室を整備し、人的支援を行っているなど、同基準をおおむね充足している。

## ◆効果が上がっている事項

経年劣化のため、数年前から雨漏れを起こしていた南校舎棟の防水工事を実施した。

## ◆改善すべき事項

明確な方針及び中長期修繕計画を早急に策定することが急務である。

## 3. 将来に向けた発展方策

## ◆効果が上がっている事項

キャンパス・アメニティの充実を図るため、学生食堂のリニューアルを実施。

#### ◆改善すべき事項

バリアフリー化については、障害者の受け入れ態勢整備のためにも、対策を進めていくことが必要である。しかし、エレベーター・身障者用トイレ等を全校舎に設置となると、建築基準法との関係もあり、既存建物の遡及が発生すると共に多額の費用を要する為、バリアフリー化の推進は、財務基盤の安定により段階的に改善する。

設備・備品等は、開学から17年が経過し、老朽化しているものがある。財的資源の確保が難しい状況ではあるが、教育研究環境の維持向上のため、定期点検、修繕計画を企画・立案し、整備を段階的に進めていく。

教育研究における外部資金の獲得が極めて少ない。応募自体が少ないので、応募を増やすための対策が必要である。

#### 4. 根拠資料

- 7-1 学校法人宇都宮学園事務組織規程
- 7-2 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学施設管理規程
- 7-3 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学防火管理規程
- 7-4 文星芸術大学衛生委員会規程
- 7-5 災害時備蓄品整備計画
- 7-6 文星芸術大学学則（既出1-1）
- 7-7 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館管理規程
- 7-8 図書館利用案内<学生用>
- 7-9 図書館利用案内<学外者用>
- 7-10 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学附属図書館公開細則
- 7-11 秋山記念文庫利用規程
- 7-12 秋山記念文庫リーフレット
- 7-13 文星芸術大学ホームページ 図書館  
<http://www.bunsei.ac.jp/sys/guide/facility/library/>
- 7-14 宇都宮市生涯学習情報提供事業システム「マナビス」ホームページ  
<https://manavis-utsunomiya.jp>
- 7-15 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学個人研究費規程
- 7-16 文星芸術大学における公的研究費の取り扱いに関する規程
- 7-17 文星芸術大学における競争的資金等の  
運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範



## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学では、産・学・官等との連携方針を「産学連携の推進方策について」<sup>(8-1)</sup>に明示している。そこでは、本学の芸術文化の資源を活用し、地場産業の発展に貢献する産学連携とともに、行政が取り組んでいる「まちづくり」、「にぎわいづくり」にも参画し、さらに市民生活を刺激して「より豊かな生活」を支える、と述べている。こうした地域社会や地場産業との連携協力のほか、行政・団体等との様々な連携協力を図るため、「文星・芸術文化地域連携センター」を平成20年に学内に設置し、連携体制を整備している。

地域社会・国際社会への協力量針については、学内に設置した「文星・芸術文化地域連携センター」設置規程<sup>(8-2)</sup>において、学生が芸術文化活動を通して県内地域社会との連携・協力を深めることにより、地域社会に対する貢献のほか、人間性豊かな人材の育成や教育研究の充実を目指すとしている。

また、国際化への対応としては、「国際交流の推進に関する基本方針」<sup>(8-3)</sup>を定め、グローバル化された現代社会においては、必然的に国際的視野に立つことが求められ、アートという分野においても例外ではなく、本学における人材育成においても国際性を備えた人材育成を目指すこととしている。

#### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

①教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動については、これまでに、文星・芸術文化地域連携センターの産学官等との連携事業は平成27年度末で255件を数え、特に平成25年度以降は年間約50件の連携事業に取り組んでおり、その事業内容は、地域貢献・まちづくり関係45%、デザイン関係30%、自治体関係17%、その他8%となっている。代表的な事例はホームページ<sup>(8-4)</sup>に紹介されている。

また、地域との連携事業の実績を活かして、総合企画、デザイン制作、情報誌の発行等を主な業務とする、学生ベンチャー「株式会社ヤッペ」<sup>(8-5)</sup>を学内に開設（平成26年11月1日）した。

公開講座に関しては、平成27年より栃木県と連携し、「こども講座（とちぎ子どもの未来創造大学）」として実施したため、受講者数が増加している。

②学外組織との連携協力による教育研究の推進については、他大学、自治体等との連携強化を推進し、「地域に存在感のある大学」を目指しているほか、本学では、県内の他の18の高等教育機関とともに「大学コンソーシアムとちぎ」<sup>(8-6)</sup>を構成し、単位互換制度、学生発表会、「とちぎ学」、グローバル人材育成プログラム等の協力を通して大学間の連携を進めている。県内の個別の大学との協力協定は、帝京大学宇都宮キャンパス（平成27年）、作新学院大学（平成28年）と締結<sup>(8-7)</sup>して、共同研究等を実施している。また、地方自治体との協力協定は、鹿沼市（平成25年）、那珂川町（平成26年）、宇都宮市（平成26年）、日光市（平成26年）、芳賀町（平成26年）、

野木町（平成27年）と締結<sup>(8-8)</sup>している。

帝京大学宇都宮キャンパスとは以前から、理工学部のデジタル技術を活用した携帯へのマンガ配信等の共同研究を行っていたが、連携協定を結んだことにより、新しい形態のデジタルマンガであるモーションコミックや、地域経済学科との宇都宮市中心市街地の活性化などの共同研究が進展している。

③本学が国際社会に協力するにあたっては、本学の特性・規模等を十分に踏まえ、本来の教育研究に支障をきたさない範囲内での活動を基本としつつ、ヨーロッパおよび中国への海外研修、交換展覧会、教員を主体とした研究発表会への参加、講演会の実施および国際シンポジウムへの参加等に取り組んでいる。

- ・「JENESYS2.0」（第9陣カンボジアグループ）の訪日訪問団の受入れ（平成27年1月）
- ・県内民間企業による台湾高等学校の訪日訪問ツアーの受入れ（平成27年5月）
- ・「JENESYS2015 太平洋島嶼国との青少年交流」訪問団の受入れ（平成28年2月）
- ・「中日青少年交流幹部職員」訪日団の受入れ（平成28年4月）

地域交流にあたっては、同じキャンパス内にある宇都宮文星短期大学の食文化を中心とする学生たちとともに、地域のイベントに教職員とともに参加する学生もおり、地域とのつながりも強まってきている。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

- ①産・学・官等との連携の方針については、明示されており、内容も概ね適切と考える。
- ②地域社会・国際社会への協力方針については、明示されており、内容も概ね適切と考える。

### ◆効果が上がっている事項

- ①文星・芸術文化地域連携センターの開設以来の活動事例の多さは、本学には社会的に有用な芸術資源があること、社会から芸術による地域活性化へのニーズが高いことなど、センター設置のメリットを示している。また、多くの学生が芸術を通して地域との連携・協力に取り組み、社会貢献活動を行うことにより、学生自身の技術向上が図られ、キャリア教育の実践の場にもなるという教育効果も得られている。なお、センターは、センター長、副センター長、プロデュース、コーディネーターおよび各専攻を代表する教員で組織する「センターコア会議」において、プロジェクト事業の概要立案等について協議するほか、必要に応じ、学長および副学長並びに関係する者の出席を求め会議を開催することによって、適正な事業の執行に努めている。
- ②学外組織との連携協力については、帝京大学宇都宮キャンパスや作新学院大学と連携協力し、本学の芸術分野での強みを生かしながら、異なる専門分野を持つ近隣の大学と組むことにより、成果を上げており、今後も発展が期待できる。  
また、県内の自治体との連携は、活動事例が増えてきたことにより、芸術系大学の潜在的パワーが認知・評価されている。

## ◆改善すべき事項

国際性を備えたグローバルな人材育成を目指すため、留学生の受入れおよび交換留学を積極的に行う。

## 3. 将来に向けた発展方策

## ◆効果が上がっている事項

- ①今後、さらに学生の地域連携事業への参加を盛んにするためには、大学の授業と地域貢献活動とのスケジュール調整や、地域貢献活動のカリキュラム上の位置づけ（単位化を含む）、学生や社会へのこれまでの本学や他大学との地域貢献活動の成功事例のPR、リーダー的学生の育成などが課題となってくると考えられる。これらの課題についてはこれまでも議論してきたが、専攻再編の話し合いの中でコンセンサスを得る。
- ②学外組織との連携協力による教育研究の推進については、今後、本学にとって発展が期待できる分野なので、これまで同様、文星・芸術文化地域連携センターを中心に着実に事業を進める。

## ◆改善すべき事項

- ①地域連携事業の成功事例や取り組み事例のホームページにおける情報発信については、遅れ気味なのでタイムリーな発信ができるよう体制を整備する必要がある。
- ②国際協力の推進にあたって、当面の窓口は事務局の学生支援センター、教務課および総務課とするが、早期に専門的な組織体制を整備する必要がある。
- ③マンガ・アニメーションが日本の文化として高く評価されていることから、今後、外国人留学生の受入れおよびサポート体制の整備を行う必要がある。留学生募集では広報入試課が日本語学校との連携を図っており、サポート体制については、キャリア・学生支援センターが他大学の取り組みを研究する。

## 4. 根拠資料

- 8-1 産学連携の推進方策について
- 8-2 「文星・芸術文化地域連携センター」設置規程
- 8-3 国際交流の推進に関する基本方針
- 8-4 文星芸術大学ホームページ（地域連携センター）  
<http://www.bunsei.ac.jp/sys/guide/renkei-center/>
- 8-5 株式会社ヤッペ定款
- 8-6 大学コンソーシアムとちぎ  
<http://www.consortium-tochigi.jp/>
- 8-7 他大学との協力協定
- 8-8 地方自治体との協力協定

## 第9章 管理運営・財務

### (1) 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

大学全体の「経営方針」<sup>(9-(1)-1)</sup>において、財政基盤の強化の実施、入学定員の確保、入試の改善、高校との連携、専攻・コースの特徴強化、カリキュラムの見直し、特色ある大学づくり、他大学との連携協力など、全12項目をかかげ「知(地)の拠点」の大学として、経営にあたっていくこととしている。

大学の運営では、教育目標に沿って教育の質を確保し、発展を図るために、文星芸術大学教授会規程<sup>(9-(1)-2)</sup>、および各種委員会規程に基づき、適正な運営を行っている。学長、副学長、学部長の他、短大学長で構成する部局長会議にて、教授会の議題、教育上の業務運営全般について協議をし、学長の適切かつ円滑な職務の執行ができる体制となっている。教授会は、大学の「重要事項を審議するため」設置されており、「学長および専任の教授をもって組織する」こととなっている。

また、部局長会議には、理事長(大学長兼務)、短大学長、副学長、学部長、図書館長、教務部長、大学事務局長、法人事務局長も出席しており、経営と教学の全部署による情報の共有と課題検討の場となっている。

理事会は、学校法人の業務に関する最高の意思決定機関であり、大学の管理および運営に必要な学則や規程を制定する権限を有しており、社会環境の変化に柔軟に対応した経営計画を策定し、健全な財政運営を図り教育環境を整備し、本学の教育目標達成に向けて、永続的な発展を図っている。

本学は、教育研究を円滑かつ効率的に行うため、適切な事務組織を設け、公正で合理的な運営により、大学の理念・目的の達成に資することを目標とする。また、事務職員の意欲・資質の向上を図るため、適正な方策を実施している。

本学は、その理念・目的・教育目標に沿って、教育研究の水準を維持向上させるため、事業計画・予算編成を策定し、それを基に財政計画を立てている。財政計画では、帰属収支差額の支出超過状況を打開するために、消費収支の均衡を図るようにし、収入面では、学生生徒納付金の確保のために、入試広報活動の検討を行い、補助金獲得や競争的研究資金を推進するなど、その他の財源を確保するようにしている。

##### (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

関係法令あるいは大部分の学内規程等については、各課・センターにおいて整備し、概ね遵守している。新しい法令や通達等が示された場合、所管課・センターを明らかにし、新しい制度に機動的に対応できるようにしている。

学内規程は大学と併設する短大の合同規程があり、大学51規程、短大28規程、合同21規程ありその数は、100に及ぶ。特に、文星芸術大学学長選任規程<sup>(9-(1)-3)</sup>、事務組織規程<sup>(9-(1)-4)</sup>および学内委員会規程は、自己点検・評価の過程を踏まえ、数次にわたる審議を経て見直したものである。

学長、副学長および学部長の選任については、文星芸術大学学長選任規程および、文星

芸術大学副学長等選任規程<sup>(9-(1)-5)</sup>に基づき学長等の選任が適正に行われている。

学長・副学長・学部長・研究科長の権限については、これを包括した規程はないが学則(文星芸術大学学則<sup>(9-(1)-6)</sup>・文星芸術大学大学院学則<sup>(9-(1)-7)</sup>)はじめ教員選考規程<sup>(9-(1)-8)</sup>、副学長等選任規程、教授会規程、部局長会議規程<sup>(9-(1)-9)</sup>、就業規則<sup>(9-(1)-10,11)</sup>等において規定されている。

また、教授会については学則の定めに従い設置しており、文星芸術大学教授会規程にて、教授会の構成、審議事項、会議の招集・成立要件、議事の議決要件等を定めている。そして、教授会における決議に従い、教学に関わる重要事項を行う。また、各種委員会も設置され、大学の重要事項が審議される。

なお、法人組織については、学校法人宇都宮学園寄附行為<sup>(9-(1)-12)</sup>に従い、理事会、評議員会が設置されており、同会にて法人運営上の重要事項を審議・決定している。なお、理事会は本学の最終的な意思決定機関となっている。また、学校法人宇都宮学園寄附行為において、理事長、理事の職務権限が明確に定められている。また、理事会にて付議すべき事項等について審議を行っている。

また、管理運営を検証するプロセスとして、文星芸術大学自己点検及び評価実施規程<sup>(9-(1)-13)</sup>を定め、大学の管理運営が適正に進められているか検証し、そこで上げられた問題点については、改善の方策を講じている。

### (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、総務課、教務課、広報入試課、キャリア・学生支援センター、図書館、総合政策センター、文星・芸術文化地域連携センターによって構成されている。

大学の運営に関する業務は、総合政策センターが担当している。総務課は、大学全体の事務の効率的な管理運営、積極的な外的資金調達に係る方針策定・施設設備に係る効率的な取得・管理を行っている。

教育研究活動の支援については、教務課、キャリア・学生支援センター、図書館が担当している。教務課は、教育研究組織の有効な運営に係る支援、教育課程の円滑な実施に係る支援を行っている。充実した学生生活のための指導・支援、卒業後の適切な進路・就職指導・支援は、キャリア・学生支援センターの担当である。図書館は、図書資料を有効な教育研究活動が行われるための情報・資料の提供を行っている。

その他大学運営に必要な事務等を行う事務組織としては、入学試験や広報業務のために広報入試課が、大学の広報計画の総合的な企画立案、学生募集広報活動の企画立案・実施、公正・効率的な入学試験の計画・実施を行っている。文星・芸術文化地域連携センターにおいては、地域連携事業の企画立案、実行をおこなっている。

### (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務系職員の意欲・資質の向上を図るために、外部団体等で行われている研修会、セミナー等へ参加を積極的に行わせている。

教育研修の代表的なものとしては、私立短期大学協会主催の研修への参加が挙げられる。SD研修会として、年2回程度開催をしており、職員の資質向上を図っている。

また、人事考課として業務自己チェック表にて、自己業務の見直しと、評価を行い、業

務の効率と改善を図っている。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

教授会の審議事項と部局長会議の協議事項、および教授会の審議事項は、各会の構成員によって連携が適切にとられている。また理事会においては、教学関係事項や経営的問題について、教学組織と理事会双方の連携協力関係を密にしており、その協議審議については充足している。

### ◆効果が上がっている事項

平成26年度に事務組織の再編が行われ、適正かつ効率的な事務組織となり、業務運営がより効率的に行われ、組織再編の効果が上がっていると思われる。

また、SD研修において夏期休業期間、春期休業期間におこなうことで、通常業務に影響が出ないように開催していることにより、参加率が上がっており今後の参加増加に期待される。

### ◆改善すべき事項

経営方針については、大学全体の運営方針について書かれているが、経営方針についてはあまり書かれていないため、経営方針（財務）についてさらに検討協議をして、追記されることが必要かと思われる。

規程に関しては、法令の新規・変更にとまなう制定および改正はなされているが、本学独自で定めた規程・規則については、学内および学外をとりまく環境などの変化に対し実情にそぐわないものもあり、今後見直し、整備が行われることが望まれる。

職員の研修会参加において、日本私立短期大学協会主催の研修会のみ参加が行われているが、日本私立大学協会主催の研修会にも参加されることが望まれる。また、SD研修については、参加率向上のため、夏期休業期間、春期休業期間に行われているが、業務上の問題もあり、全職員が参加できる日程での研修会開催ができないということもあり、全員参加できる日程の検討が望まれる。

人事考課のチェックリストについては、人事考課査定として利用はされていないのが実情であり、今後、考課査定への取入れが必要かと思われる。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

規定の見直しにおいて、学内外の実情に合わせた見直しを都度行ってきており、今後も見直し等と行っていくことが望まれる。また、職員の学外研修会参加により、資質向上が図られており日常業務効率化が図られてきている。

### ◆改善すべき事項

点検評価の改善すべき事項で述べたとおり、経営方針・規定等を実情にあったものに見直しを行っていく必要があると思われる。また、人事考課についても同様であり、今後、人件費抑制施策の一つとして検討を行っていくことが必要である。

#### 4. 根拠資料

- 9 - (1) - 1 文星芸術大学の経営方針
- 9 - (1) - 2 文星芸術大学教授会規程 (既出3 - 4)
- 9 - (1) - 3 文星芸術大学学長選任規程
- 9 - (1) - 4 学校法人宇都宮学園事務組織規程
- 9 - (1) - 5 文星芸術大学副学長等選任規程
- 9 - (1) - 6 文星芸術大学大学学則 (既出1 - 1) (P. 8)
- 9 - (1) - 7 文星芸術大学大学院学則 (既出1 - 2) (P. 39)
- 9 - (1) - 8 文星芸術大学教員選考規程 (既出3 - 9)
- 9 - (1) - 9 文星芸術大学部局長会議規程 (既出3 - 6)
- 9 - (1) - 10 学校法人宇都宮学園就業規則
- 9 - (1) - 11 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則 (既出3 - 2)
- 9 - (1) - 12 学校法人宇都宮学園寄付行為
- 9 - (1) - 13 文星芸術大学自己点検及び評価実施規程

## 第9章 管理運営・財務

### (2) 財務

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の財政基盤について直近5ヵ年の財務諸表を概観すると、まず消費収支では、平成23年度で、7億円を上回っていた帰属収入が、平成27年度には、4億円と、急激な減少傾向にある。この要因としては、平成23年度には、学生生徒等納付金が、5億円を上回っていたが、平成27年度には、3億円を上回る程度となり、学生数の減少による収入減少と、経常費補助金が平成23年度には、1億円を上回っていたが、平成27年度には、2千万円程度となったのが大きな要因として揚げられる。一方、消費支出は、年々減少傾向となっており、平成27年度は、平成23年度対比で、3億円程度減少している。消費支出超過額は、平成24年度にサーバ機器入替等により、3億4千万円の超過、その後、減少傾向となり、1億9千万円の超過となっている。

収入増の対策として、銀行の短期借入金による運営を平成26年度より行い、平成26年度は1億4千万円、平成27年度は、3億4千万円の借入をしている。

こうした財政状況を基盤として教育研究目的・目標を具体的に実現するため、平成24年度より経営改善計画書を作成し、計画書を基に、予算編成を行い、平成23年度より行っている教員の定年年齢の引き下げ等の人事制度および再雇用制度の適正運用により、雇用調整を引き続きおこなうほか、諸手当を見直して、人件費を抑制してきている。教育研究経費、管理経費についても、支出削減を実行してきている。また、支出削減として借地であった、実習庭園についても、平成25年度に借地返還し、年間2千万円の支出抑制をおこなった。また、多目的運動場についても、利用頻度が極めて低いこと、維持経費が支出されている為、平成24年度に売却をし、8千万円の不動産売却収入となった。

また、学生生徒等納付金の増収が見込めないなかで、外部資金(寄付金、競争的資金等)を確保するために、平成26年度より、在学生保護者に対しての寄付金募集、受け入れをおこなっている。競争的資金等についても、平成27年度に「公的研究費の取扱いに関する規程」<sup>(9-(2)-1)</sup>等を制定し、その獲得に努めている。

(平成25年度科学研究費補助金 平成25年度採択(課題番号25370175「明治・大正に学ぶ彩色の技術-近代の顔料と下地の表現」 宮北千織教授)

財務関係比率は、帰属収支差額比率については、平成23年度から平成27年度については、-20~-40%の支出超過となっている。

収入構成では、学生生徒納付金比率は、70%~80%台を推移している。

支出構成では、人件費比率85%前後、教育研究経費比率25%前後、管理経費比率20%前後で推移をしている。



表9-1 【消費収支の推移(大学部門)】

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収 入 の 部	学生生徒等納付金	559,650	535,480	467,400	400,855	345,180
	手数料	1,757	1,274	1,445	1,162	1,280
	寄付金	27,434	7,050	1,660	15,650	21,650
	補助金	117,028	88,537	72,531	74,796	20,552
	資産運用収入	462	459	429	371	20
	雑収入	44,104	21,909	57,598	66,528	16,918
	付随事業収入	0	0	0	138	2,020
	帰属収入合計	750,437	654,712	601,066	559,502	407,620
	基本金組入額	-24,481	0	0	-22,669	-22,869
	消費収入の部合計	725,956	654,712	601,066	536,832	
	事業活動収入の部合計					384,751
支 出 の 部	人件費	643,021	573,935	546,091	487,966	382,731
	教育研究経費	152,565	158,408	122,013	119,240	110,093
	管理経費	119,021	121,836	126,622	105,666	112,450
	資産処分差額	4,655	140,650	101,524	0	0
	徴収不能額	670	1,740	2,950	2,680	670
	借入金等利息	0	0	0	944	3,661
	消費支出の部合計	919,934	996,570	899,202	716,497	
	事業活動支出の部合計					575,865
	当年度消費支出超過額	-193,978	-341,858	-298,136	-179,665	
	当年度収支差額					-191,114

(単位:千円)

表9-2 【貸借対照表の推移(法人部門)】

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
有形固定資産	17,014	16,451	16,044	15,735	15,470
その他の固定資産	23	23	3	3	3
流動資産	1,192	1,082	883	881	895
資産合計	18,230	17,557	16,931	16,619	16,369
固定負債	593	610	526	467	417
流動負債	455	400	470	575	642
基本金	22,094	21,800	21,575	21,684	21,768
消費収支差額	18,230	17,577	16,931	16,619	
負債及び純資産の部合計					16,369

(単位:百万円)

表9-3 【消費収支計算書関係比率（大学部門）】

NO	率	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1	人件費比率	85.6	87.6	90.8	87.2	85.6
2	人件費依存率	114.9	107.1	116.8	121.7	101.1
3	教育研究経費比率	20.3	24.1	20.3	21.3	27.0
4	管理経費比率	15.9	18.6	21.1	18.9	27.5
5	借入金等利息比率					0.8
6	帰属収支差額比率	-22.6	-52.2	-49.6	-28.1	
7	事業活動収支差額比率					-41.2
8	消費収支比率	126.7	152.2	149.6	133.5	
9	基本金組入後収支比率					149.6
10	学生生徒等納付金比率	74.6	81.8	77.8	71.6	84.6
11	寄付金比率	3.7	1.1	0.3	2.8	5.3
12	補助金比率	15.6	13.5	12.1	13.4	5.0
13	基本金組入率	-3.3	0.0	0.0	-4.1	-46.9
14	減価償却費比率	3.9	9.9	10.0	13.7	16.0

(%)

表9-4 【貸借対照表関係比率（法人部門）】

NO	率	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1	固定資産構成比率	93.5	93.8	94.8	94.7	101.1
2	流動資産構成比率	6.5	6.2	5.2	5.3	5.5
3	固定負債構成比率	3.3	3.5	3.1	2.8	2.6
4	流動負債構成比率	2.5	2.3	2.8	3.5	5.5
5	自己資金構成比率	94.2	94.2	94.1	93.7	93.5
6	消費収支差額構成比率	-27.0	-29.9	-33.3	-36.8	
7	繰越収支差額構成比率					-37.1
8	固定比率	99.2	99.6	100.7	101.0	101.1
9	流動比率	261.5	269.9	187.7	153.1	139.4
10	総負債比率	5.8	5.8	5.9	6.3	6.4
11	負債比率	6.1	6.1	6.3	6.7	6.9
12	前受金保有率	422.2	378.4	296.0	272.7	286.0
13	退職給与引当預金率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	基本金比率	97.7	98.0	98.3	98.6	90.0
15	減価償却比率	35.5	38.9	38.8	41.1	41.7

(%)

(2) 予算編成および予算執行は適正におこなっているか。

予算の編成と執行については、学校法人宇都宮学園経理規程<sup>(9-(2)-2)</sup>に詳細に規定されている。予算の目的として「予算は教育、研究、その他の学事計画と密接な関連をもって、各部門の円滑な運営を図るとともに全般的視野に立った発展的、かつ、永続性ある健全財政を確立することを目的とする。」(規程第48条)と規定している。予算の編成については、「理事長は、毎年3月31日までに、あらかじめ評議員会の意見をきいて予算案を編成し、理事会に提出してその承認を得なければならない。」(第50条)と規定されており、適正に承認を得ている。

予算責任者については、「予算の編成および執行のため、法人事務局に予算総括責任者を置き」(第52条第1項)、「予算総括責任者は法人事務局長をもってこれにあてる。」(同第2項)こととしている。

予算編成は、法人事務局において大学等に「平成〇〇年度予算案及び事業計画案の提出」を求めている。同通知は、事業計画案と収支予算案の概要とから成り立っている。

事業計画案は、①学生数・生徒数の状況として、入学者数および在籍数、②施設・設備等の状況として、新規計画および改修計画等、③備品等の状況として、備品等購入計画および買い替え計画等の報告を求めている。

収支予算案の概要は、収入の部および支出の部ごとに、各科目の積算および概要説明を求めている。各学校単位の事業計画および予算案の法人本部宛提出期限は翌年1月末として、法人事務局長名の文書で通知している。

法人本部で法人全体の取りまとめを行い、2月中旬を目途に「予算編成会議」を開催しており、予算編成会議には以下の者が出席する。

理事長(芸大学長)・副理事長(短大学長)・芸大附属高・芸大附属中・女子高の校長・事務局長・法人事務局長・事務局総務課長・高校および中学校事務長並びに担当者。

会議は、法人本部担当者が進行に当たり、各経理単位から、課長・事務長が順次説明を行う。各学校は、基本的に所属長との調整は終了しており、この会議では、理事長の最終査定となる。

予算執行については、各課の担当者が起票し、各課長が確認して承認を行った後、総務課経理担当者に提出される。一定の金額以上や新規事業に係る出金等の場合には、前以って原議書の決裁が求められており、それらのコピーを伝票に添付する必要がある。さらに、総務課経理担当者はそれらが会計上の証憑書類として適正かどうかのチェックを行い、勘定科目と金額を確定して出金する。出金後は会計システムに仕訳を入力することで、予算執行状況について把握が可能となっている。

学校法人全体に係る監査法人による会計監査については、年度内に通常監査を7回、決算監査を1回(5月)、の日程で実施している。監査では、経理課が毎月末の所定の書類(合計残高試算表・資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・元帳等)や出入金の証憑書類の全てを提示した上で、予算執行が適正になされているか等の確認を受けている。年度末の決算監査においては監査法人および学内監事が最終確認を行い、双方より監査報告書を受け取っている。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

人件費の抑制方策として、定年制度の見直しを行った結果、人件費依存率が10%削減された事と、実習庭園借地返還による年間約2千万円の支出削減をおこなったことにより、消費支出額が約3億円削減されてきている。支出超過額削減にもつながっており、今後もその削減に努めていく。

### ◆効果が上がっている事項

上記の結果、支出削減効果、人件費抑制効果が表れてきており、人件費依存率が10%削減されてきている。また、地域連携事業による収入も年々増加傾向にあり、今後も収入増加が期待される場所である。

### ◆改善すべき事項

消費支出比率および基本金組入後収支比率が、平成23年度以前より100%を超えてとなっており、総支出の抑制に努めるのが急務となっている。特に人件費の占める割合が高いことが要因となっている。今後、現在の教職員の年齢からすると後は、現在の数値で推移することが予想される。その為、後は支出抑制の為の方策を打ち出す必要があると思われる。また、銀行からの短期借入金による運営収入増加を行っているが、年々増加傾向にあることから、入学者数の確保、外部資金の獲得等を積極的に行っていく必要がある。

地域連携事業による収入も増加傾向にあるが、寄付金収入強化も行っていく必要がある。現在、在学生保護者のみに、寄付金を募集・受け入れしているが、後は、教職員、卒業生にも募集・受け入れを行っていく必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ◆効果が上がっている事項

平成25年度に科学研究費補助金、平成26年度私立大学等改革総合支援事業タイプ2の採用、地域連携事業になどにより、一時的ではあるが収入増があり、今後も積極的に補助金、地域連携事業による収入増へ努めていく。

### ◆改善すべき事項

上比率の高い人件費の抑制については、教職員に係る給与等の適正化を引き続き行うほか、月額給与の減額や、期末手当（賞与）の支給月数の引き下げ等も合わせて総合的に検討を行っていく、また専攻ごとに科目数を見直し、それに伴う専任教員および非常勤教員の適正規模化を図る。

また、外部資金獲得の一つとして、今後も文部科学省科学研究費補助金の申請を行っていくが、教職員を対象として、制度・手続きに関する勉強会を今後も行っていき、申請数、採択数を増やしていくようにし、文部科学省、私学共済事業団の各種補助金の獲得に向けて一層の努力を行っていく。

寄付金の受入についても、後は、教職員・卒業生の受け入れを積極的に取り組んでいく。

学納金に関しては、入学定員が急激に減少したが、一定の数値で推移をして増加はしていない、その為、後は、留学生の受入増加と、募集活動の強化をおこない、定員を確保

できるようにしていく。

**4. 根拠資料**

- 9—(2)—1 文星芸術大学における公的研究費取扱いに関する規程
- 9—(2)—2 学校法人宇都宮学園経理規程

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

「平成21年度自己点検評価報告書」<sup>(10-1)</sup>によれば、本学の自己点検・評価は平成17年より始まり、平成20年3月に「自己点検・評価報告書」(平成19年度版)を取りまとめ、同年4月に本県をはじめ本県に隣接する各県の大学および芸術系大学に発信した。同年に「財団法人大学基準協会」(当時)への加盟申請を行い、賛助会員になった。次いで平成21年には平成20年度版の報告書を取りまとめた。

本学のホームページ<sup>(10-2)</sup>には「平成21年度自己点検評価報告書」、「大学評価(認証評価)結果」および「平成27年度財務状況」が公開されている。

大学ホームページや大学ポータル<sup>(10-3)</sup>に基本的な情報は公開しているが、情報の更新が遅れる場合や、必要な情報が見つかりにくい場合もある。

また、在学生・卒業生や保護者、その他からの情報公開請求への対応については「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱」<sup>(10-4)</sup>に定められている。

#### (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、自己点検・評価について学則<sup>(10-5)</sup>第2条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めており、「文星芸術大学自己点検及び評価実施規程」<sup>(10-6)</sup>に必要な事項が定められている。

文星芸術大学自己点検及び評価実施規程に基づき、学長を委員長とする自己点検・評価運営委員会が組織されている。この委員会の指示のもと、学部長を含む11名の教員と9名の事務職員で構成された自己点検・評価実施部会が報告書の素案を作成し、自己点検・評価運営委員会に提出することになっている。

構成員のコンプライアンス意識の徹底については、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則」<sup>(10-7)</sup>、「学校法人宇都宮学園倫理・人権委員会規程」<sup>(10-8)</sup>、「文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会規程」<sup>(10-9)</sup>、「学校法人宇都宮学園 公益通報者保護規程」<sup>(10-10)</sup>、「文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学個人情報 保護要綱」<sup>(10-11)</sup>等を整備し、SD研修等で法令・モラルの遵守を図っている。また、

公的研究費の取扱いに関しては、規程<sup>(10-12)</sup>を整備し、説明会も開催して周知徹底を図っている。

#### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

自己点検・評価運営委員会と自己点検・評価実施部会による自己点検の仕組みは十分に機能しているとは言えないが、私学事業団に毎年提出する改善計画の策定に

あたる改善計画検討委員会が実質的に大学改革のP D C Aサイクルを回す仕組みとなっている。構成員は学長・学部長・教務部長・学生部長・図書館長その他4名の教員と、事務局長を初めとし、次長・課長・法人職員から構成され、大学内の様々な課題に対して改善案（P）を策定し、責任者を決め、工程表を作り実施し（D）、翌年は計画の到達度を評価し（C）、さらなる改善策を策定（A）する。この繰り返しが数年続いたことにより、定員割れという大きな問題は解決されていないが、本学の大学としての様々な体制が整ってきていると言える。組織レベルでは、平成22年度以降自己点検評価報告書が作られていない。また、個人レベルでは「授業評価アンケート」の結果を受け、効果の上がっている点、改善すべき点の分析や改善方策をFD委員会に提出することが専任教員には義務づけられているが、提出していない教員もいる。また、個人の研究業績書、履歴書の加筆訂正も毎年行わなくては行けないが、行っていない教員もいる。FD委員会でも「授業評価アンケート」の結果を教育の改善につなげられていない。

公開講座や文星・芸術文化地域連携センターの事業などはデータベース化されている。また、教員の教育・研究・社会活動については文星紀要に一人最大10件まで記載することになっており、ある程度教員の活動の概要は分かるようになっている。

教員、卒業生や在学生の個展、受賞、出版、地域連携活動等の活躍が大学ホームページで紹介されることがあるが、それらが系統的に収集、分析されていない。

学則第2条第3項には、「本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」とあるが、認証評価を除けば、学外者による検証は行われていない。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応については、学長のリーダーシップのもと、幹部教職員、当該の職員が対応しているところである。

## 2. 点検・評価

### ◆充足状況

改善計画検討委員会を中心に、文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項を始め学内の様々な問題に取り組んでいるが、P D C Aサイクルにおけるチェック（C）にあたる自己点検・評価運営委員会による組織的・体系的な見直し、プラン（P）にあたる将来計画委員会の中長期的なビジョンの策定が十分ではない。

### ◆改善すべき事項

自己点検・評価運営委員会が機能していない。また、改革の方向性を議論する将来計画委員会が開かれていない。

組織レベルでは平成22年度以降自己点検評価報告書が作成・公表されていないこと。また、個人レベルでは年度ごとの研究業績書、履歴書、「授業評価アンケート」の回答を提出していない教員が多いこと。

ホームページ上での情報公開は内容・方法ともに概ね満足できるレベルにあるが、情報の更新が遅れる場合や必要な情報が見つかりにくい場合がある。

改善計画検討委員会で議論される大学改革の方向性が全ての教職員で共有されていないことが改革のスピードの遅れにつながっている。

学外者による本学の自己点検・評価に対する検証がなされていない。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応がまだ完了していない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ◆改善すべき事項

自己点検・評価運営委員会の開催を定例化し、自己点検・評価報告書の作成・公表に繋げる。また、将来計画委員会も時間をかけて大学のビジョンについて議論する。

研究業績書、履歴書、「授業評価アンケート」の回答未提出の教員には学部長およびFD委員長から促す。

事務局長よりホームページ管理担当者に指示する。担当者はホームページの内容を絶えずチェックして、古い情報や必要な情報については情報の提供を求める。教授会で大学改革についての議論を、時間を取って行うことおよび施策の実施を担当者に任せきりにし、負担が集中しないよう全員で役割を分担する方向に学部長を中心に変更していく。

連携協定を結んだ他大学との相互検証の実施を自己点検・評価運営委員会で検討する。

文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応は不十分であるが、今後の定員割れの解消に向けた改革の主な取り組みは以下のとおりである。

- 今日の大学を巡る極めて厳しい状況下において、如何に入学者定員を確保するかという課題解消に向けて、大学の経営方針<sup>(10-13)</sup>に基づき、①系列高校からの入学者を増加させるための戦略を検討する「緊急戦略会議」<sup>(10-14, 15)</sup>を設置したほか、②「学部・学科再編検討プロジェクト班」<sup>(10-16)</sup>を設置し、教職員が一丸となって時代の変化に対応した対策を検討することとしている。
- 理事会が十分機能していないことから、大学運営に関して本格的な議論ができる理事を選任するほか、改善・改革等の企画運営に主として携わる、「常勤理事」を設置する。
- 教職員の意識改革も兼ねて、処遇に反映した勤務評価制度を導入する。
- 留学生の確保のため、留学生対象入試説明会への積極的な参加、日本語学校との連携による留学生指定校推薦枠の拡充およびロータリー奨学生制度等外部の奨学金制度の活用による留学生の教育改善等を図りながら、留学生の受入に積極的に取り組む。

### 4. 根拠資料

10-1 平成21年度自己点検評価報告書（P. 167）

10-2 文星芸術大学ホームページ（情報公開）

<http://www.bunsei.ac.jp/sys/guide/disclosure/>

10-3 大学ポートレート 文星芸術大学



<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000121001000.html>

- 10-4 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学情報公開要綱
- 10-5 文星芸術大学学則（既出1-1）
- 10-6 文星芸術大学自己点検及び評価実施規程
- 10-7 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学就業規則（既出3-2）
- 10-8 学校法人宇都宮学園倫理・人権委員会規程
- 10-9 文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会規程（既出6-2）
- 10-10 学校法人宇都宮学園公益通報者保護規程
- 10-11 文星芸術大学及び宇都宮文星短期大学個人情報保護要綱
- 10-12 不正調査委員会規程

[http://www.bunsei.ac.jp/sys/media/guide/ic/ic\\_regulation.pdf](http://www.bunsei.ac.jp/sys/media/guide/ic/ic_regulation.pdf)

- 10-13 文星芸術大学の経営方針（既出9-（1）-1）
- 10-14 緊急戦略会議について
- 10-15 緊急戦略会議設置要領
- 10-16 学部・学科再編検討プロジェクト班設置要領

## 終章

昨今の大学を取り巻く環境は、大変厳しいものがあるが、芸術系大学としての魅力をアピールし、学生のニーズに応えられるような教育研究を行うとともに、社会から求められる優れた人材を育成することは、本学の社会的使命である。

自己点検・評価は、建学以来の大学運営に対し、原点を振り返って見直し等を行い、将来に展望を開き、大学としての使命を果たすために実施したものである。

なお、自己点検・評価に当たっては、財団法人大学基準協会の評価項目に従い現状を客観的に観察し、問題点、改善・改革方策等を明らかにしたところである。

### 第1に

建学の理念に基づいた教育理念・目標等の明確化および実践化である。このため、学生に対してはオリエンテーション等で折に触れ周知徹底を図っていくとともに、教職員に対しては教授会、各種委員会、職員の職場研修等で今後とも確認していくこととする。

### 第2に

優れた人材育成を図るため、教育内容・方法の改善・改革は不可欠である。このため、改善・改革に当たっての具体的な方針を決定し、実行していく全学的な機関を設置して、カリキュラム編成の充実等を組織的に検討していくこととする。

### 第3に

教員の教育認識と教育内容の向上を図るため、FD会議を中心としてFD活動を活性化させるとともに、教員の指導方法等の向上を図るため、授業評価方法（アンケート）の有効活用および処遇を伴う勤務評価制度を実施することとする。

### 第4に

18歳人口の減少等、大学を巡る社会情勢は極めて厳しい。大学の理念を基に独自性のある大学を目指すとともに、多角的な受け入れ体制を構築し、募集定員の確保を図る。また、入学した学生への経済的支援や健康維持等への配慮に留意するほか卒業後の進路について就職支援を充実させることとする。

### 第5に

本学の経営上の理念であり、今日の大学における教育、研究に次ぐ第三の使命でもある社会貢献を行うため、公開講座やギャラリーの活用等を積極的に行うほか、文星・芸術文化地域連携センターを活用した地域社会等との交流連携を積極的に推進していくこととする。

### 第6に

法令等の遵守の徹底である。学校教育法や大学設置基準等は、大学等に対し、時代の変化や社会のニーズに対応するため、逐次、改正が行われている。それらに素早く対応するとともに、情報公開や個人情報保護制度についても積極的な運用を図っていくこととする。

### 第7に

教育・研究の充実とともに、財務基盤に確立は必要不可欠であることから、収入に

あつては定員の確保とこれに伴う学納金および補助金の確保、支出にあつては特に人件費の抑制に努め、収支のバランスを考慮した運営に努めることとする。

本学としては、創立以来の建学の精神、理念、目的を堅持し、自己点検・評価結果に対し、認証機関の評価を含め長所を伸ばし短所を改善することによって、魅力ある大学として不断の改善・改革に取り組み、また、社会貢献の充実を図ることによって、大学としての社会的使命を果たして行きたい。